Ver18.0

「平河ヒューテック(株) 化学物質管理基準書」

1. 目的

この基準は、平河ヒューテックグループ(以下、当社と称す)が、製造,販売する製品を構成する原材料、部品、デバイス及び包装材料等に含有する環境負荷物質について、使用を禁止、全廃、削減することを明確にすることにより、製品への混入を防止するとともに、法令の遵守・地球環境の保全に役立て、循環型社会を構築することを目的に制定する。

2. 管理基準の運用

グリーン調達を積極的に推進するには、環境保全に取り組んでいる購入先から、環境負荷物質含有の少ない製品と、減量化、長寿命化、再資源化、分解性、処理の容易さ、省エネルギー性などを考慮した製品、サービスを調達することに有る。その為には、当社もISO14001の外部認証の取得や環境保全に関する活動を積極的に取り組んでいることが要求される。

3. 管理基準の範囲

- (1) 購入先の環境保全活動に関する調査
- (2) 使用禁止物質の定義と禁止時期
- (3) 調達品の環境負荷物質調査

製品・部材の環境負荷物質の調査に関しては、JAMPに準拠しているが必要に応じ、当社の管理物質より別途指定して依頼することもある。

(4) 工程における環境負荷物質の管理

購入部材、製品等における、蛍光X線分析装置による化学物質測定及び検査

4. 購入先の環境保全活動に関する調査

対象は当社が生産材として調達する全ての購入先が対象となり、環境保全活動(IS014001外部認証・自主的環境保全活動)に対する取り組みなどを所定の規程により調査・確認を行う。

5. 調達品における環境負荷物質調査と範囲

当社の製品を構成する以下の原材料、部品、デバイス及び包装材料等に適応させ、購入品の環境負荷物質の調査を行う。

- (1) プラスチック等の成型用樹脂、及び銅線等の金属類
- (2) 機能ユニット、モジュール、ボードA'ssy等の組立部品等
- (3) 電気部品、機構部品、半導体デバイス、プリント配線板、記録メディア、包装部品、材料等
- (4) ねじ
- (5) アクセサリー(リモートコマンダー、マウス、ACアダプター等、機器を使用するための付属品等)
- (6) 製品に使用される副資材(粘着テープ、はんだ材料、接着剤等)の構成材料等
- (7) 印刷物(取扱説明書、保証書、製品、部品に関する追加情報等)
- (8) 補修用部品(出荷済み製品の補修用部品の一部については別途通知書に従い運用する)
- (9) 部品の納入者が配達・保護に用いる9.1「包装部品・材料の定義」に定義される包装部品、材料等
- (10) 電池

6. 工程における環境負荷物質の管理

購入品、及び製造工程から出荷に至るまでの管理については、各事業部の該当する規定により運用する。

7. 用語の定義

この管理基準では、以下のように用語を定義する。

(1) 環境管理物質

原材料、部品、デバイス及び包装材料等に含有する物質で、地球環境と人体に著しい環境影響を持つと当 社が判断した物質。

- (2) 管理水準
 - ①禁止物質(使用を禁止する物質)

物質とその用途について即時使用を禁止するもの。

②削減物質(期限付き禁止物質)

代替材料への切替を、全廃期限までに早急に進めるもの。

但し、代替材料の技術確立が可能となった場合は、期限を待たずに使用禁止とする。又、代替材料が無く、法規制等により除外・例外などが認められた場合などは期限を見直す。

③管理物質(削減を目指す物質)

現時点では期日及び削減目標を規制しないが、原材料、部品、デバイス及び包装材料等への含有量の削減を目指す物質とその用途を指定したもの。

④適用除外

法規制で除外されている、あるいは現時点において代替技術ソリューションがない物質・用途部位。

(3) 含有

製品を構成する原材料、部品、デバイス及び包装材料等、又はそれらに使用される材料に、添加、充填、混入、又は付着することで、物質が意図的であるかどうかは問わない(加工工程にて意図せずに製品に混入、又は付着する場合も含む)。

(4) 意図的添加

特定の特性、外観、性質、属性、又は品質をもたらすために、意図的な添加、充鎮、混入、又は付着により、製品を構成する部品、デバイス、又はそれらに使用される材料に物質が残存すること。

- (注) * 天然素材中に含有され工業材料としての精製過程で技術的に除去しきれない物質 (natural impurity)、又は合成反応の過程で生じ技術的に除去しきれない物質は不純物であり「意図的添加」に含めない。
 - * 主原料と区分するために「不純物」と呼ばれるものを合金等の素材の特性を変える目的で使用する場合は「意図的添加」として扱うが、半導体デバイス等を製造するためのドーパン (Dopant)については、実質的に半導体デバイス等に極めて微量に残存している場合、「意図的添加」としては扱わない。

(5) 均質材料

全体が均一構成になっている単一の材料又は機械的な行為(ネジ外し、切断、押しつぶし、粉砕、研磨加工等)により異なる材料に解体若しくは分離できない複数の材料で構成される材料。

(6) 材料

製品又は部品中の物質又は混合物。

(7) 部品

完成品(化学品及び/又は部品を組合せたり、加工したりして製造した最終の成形品)に至るまでの成形品。

(8) 成形品(アーティクル)

製造中に与えられた特定の形状、外見又はデザインが、その化学組成の果たす機能よりも、最終使用の機能を大きく決定づけている物体。

(9) 製品

組織が、その活動の結果として、顧客に引き渡す部品及び完成品。

(10) 基準/閾値レベル

それぞれの「管理水準」で、管理が要求される条件、又は数値の範囲。

- (注) * 「禁止物質」の「基準/閾値レベル」に「数値の範囲」が指定されており、部品、デバイス等に当該環境管理物質が不純物として含有されている場合は、その濃度は「数値の範囲」と同ーとなってはならない。
 - * 「基準/閾値レベル」に「意図的添加」等の条件と、「数値の範囲」の両立が示されている場合は、何れも満たす必要がある。

(11) 使用禁止時期

適応対象の製品が出荷される時期を指し、このときの製品に於いて、それを構成する原材料、部品、デバイス及び包装材料等に、当該環境管理物質が含有されていないことを意味する。

(12) 包装材料

当社が使用する包装用材料及び納入品に使用されてくる包装用材料をいい、カートン、取り扱い説明書、 記銘版、テープ、結束バンド、ラップ、ラベル、その他印刷物等の各部位(プラスチック、紙、インク、 接着剤、塗料等)をいう。

8. 環境管理物質

この基準書で対象としている環境管理物質名

表8.1 環境管理物質名一覧 (1/2)

No.	物質名
1	カドミウム及びカドミウム化合物
2	鉛及び鉛化合物
3	水銀及び水銀化合物
4	六価クロム化合物
5	ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)
6	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)
7	ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD)及び全ての主要ジアステレオ異性体
8	臭素系難燃剤(BFR)
9	ポリ塩化ビフェニル類 (PCB類) 及び特定代替品
10	ポリ塩化ナフタレン類(PCN類)
11	ポリ塩化ターフェニル類(PCT類)
12	短鎖型塩化パラフィン類(炭素数 10~13)(SCCP)
13	リン酸トリス(2-クロロエチル)(TCEP), リン酸トリス(1-メチル-2-クロロエチル)
15	(TCPP), リン酸トリス(1,3-ジクロロ-2-プロピル)(TDCPP)
14	過塩素酸塩

表8.1 環境管理物質名一覧 (2/2)

_	表 8. 1 環境管理物質名一覧 (2/2)	
No.	物質名	
15	ポリ塩化ビニル(PVC)及びPVC混合物	
16	塩素系難燃剤(CFR)	
17	フッ素系温室効果ガス(PFC, SF ₆ , HFC)	
10	オゾン層破壊物質(ODS) (CFC, ハロン, 四塩化炭素, 1,1,1-トリクロロエタン	
18	が対象)	
19	パーフルオロオクタンスルホン酸及びその関連物質(PFOS)	
20	ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩及び関連物質	
21	ペルフルオロオクタン酸 (PFOA) とその塩及び関連物質	
22	三置換有機スズ化合物	
23	ジブチルスズ(DBT)化合物	
24	ジオクチルスズ(DOT)化合物	
25	酸化ベリリウム	
26	ベリリウム銅	
27	塩化コバルト	
28	三酸化二ヒ素,五酸化二ヒ素	
29	ニッケル及びニッケル化合物	
	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル), フタル酸ジブチル, フタル酸ブチルベンジル,	
30	フタル酸ジイソブチル	
31	フタル酸ジイソノニル, フタル酸ジイソデシル, フタル酸ジ-n-オクチル,	
	フタル酸ジヘキシル	
	炭素数7を主成分とする炭素数6~8の分岐アルキルを有するフタル酸ジアルキル、	
	炭素数7~11の分岐及び直鎖アルキルを有するフタル酸ジアルキル,	
32	フタル酸ビス(2-メトキシエチル),フタル酸ジイソペンチル,分岐及び直鎖の	
	フタル酸ジペンチル, フタル酸-n-ペンチル-イソペンチル, フタル酸ジペンチル,	
	分岐及び直鎖のフタル酸ジへキシル	
33	石綿(アスベスト)	
34	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料	
35	ホルムアルデヒド	
	N-フェニルベンゼンアミンとスチレン及び2,4,4-トリメチルペンテンの反応生成物	
36	(BNST)	
0.5	2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール(UV-320)	
37	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ペンチルフェノール(UV-328)	
38	ジメチル=フマラート(DMF)	
39	多環芳香族炭化水素(PAH。)	
40	リン酸トリス(2,3-ジブロモプロピル)(TRIS)	
41	トリ(1-アジリジニル)ホスフィンオキシド(TEPA)	
42	ヘキサクロロベンゼン	
43	赤リン	
44	放射性物質	
45	4,4'-イソプロピリデンジフェノール (ビスフェノールA)	
46	ハロゲン系難燃剤	
47	ペルフルオロカルボン酸(PFCAs)とその塩及び関連物質	
48	ペルフルオロヘキサン酸(PFHxA)とその塩及び関連物質	
49	デカブロモジフェニルエタン(DBDPE)	
49	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
50	1, 6, 7, 8, 9, 14, 15, 16, 17, 17, 18, 18-ドデカクロロペンタシクロ	
	[12. 2. 1. 16, 9. 02, 13. 05, 10]オクタデカ-7, 15-ジエン("デクロランプラス"TM)	
51	TSCA 優先評価物質(PBT物質、初期リスク評価10物質)	
52	ペル/ポリフルオロアルキル物質 (PFAS)	
53	鉱物油芳香族炭化水素 (MOAH)、鉱物油飽和炭化水素 (MOSH)	
54	ペンタクロロフェノール(PCP)とその塩及びエステル類	
55	フタル酸ジイソオクチル(DIOP)	
56	EU REACH規則の認可候補物質(SVHC)	

表8.2 環境管理物質についての主な対象と納入禁止時期

衣 0. 2		
No. 1	物質名:カドミウム及びカドミウム化合物	
	対象	基準/閾値レベル
禁止物質	 ・携帯電話ケース(携帯電話の表面に被せて本体を保護し、 外観を装飾する等の用途を持つ製品) ・イヤホン類(ヘッドホン、ヘッドセット等を含む)のうち、 耳に直接接触する部分) ・はんだ 	 ・均質材料に対し75ppm (0.0075wt%)のカドミウム の含有 ・はんだに対し20ppm (0.002wt%)のカドミウム の含有
	・上記以外の全て (包装部品・材料については、9も参照)	・均質材料に対し100ppm (0.01wt%)以上の カドミウムの含有

(*)プラスチック(ゴムを含む),塗料,インキについては、以下の測定基準に従って測定すること

測定基準:

1. 前処理

主な前処理方法:例えばIEC 62321-5:2013, EPA 3052:1996

- (1) 密閉系酸分解法(例えば、マイクロウェーブ分解法)
- (2) 酸分解法
- (3) 乾式灰化法
- (注) 沈殿物(不溶物)は、何らかの方法(アルカリ溶融法等)で完全に溶解して溶液化することが必要である EN 71-3:2014、ASTM F963-16、ASTM D 5517-14、 ISO 8124-3:2010に代表される溶出法は、前処理として不適用である。
- 2. 測定法

主な測定方法:例えばIEC 62321-5:2013

- (1) 誘導結合プラズマー発光分光分析法[ICP-OES(ICP-AES)]
- (2) 原子吸光分析法(AAS)
- (3) 原子蛍光分析法(AFS)
- (4) 誘導結合プラズマー質量分析法(ICP-MS)
- (注) 前処理と測定法の組み合わせにより、カドミウムの定量下限が5ppm未満であることを保証できるものであれば、良いものとする。

*参考:

http://ec.europa.eu/environment/waste/rohs_eee/legis_ε (EU RoHS 指令)

No. 2	物質名:鉛及び鉛化合物	
		基準/閾値レベル
	・熱硬化性/熱可塑性樹脂で被覆された電線・ケーブル又はコード (プラグ・コネクタも含む) ・携帯電話ケース(携帯電話の表面に被せて本体を保護し、外観を装飾する等の用途を持つ製品) ・イヤホン類(ヘッドホン、ヘッドセット等を含む)のうち、耳に直接接触する部分	・均質材料に対し300ppm (0.03wt%)の鉛の含有
	・主として12歳以下の子供向けの消費者製品の部品・材料	・製品に対し100ppm(0.01wt%) の鉛の含有
禁止物質	・携帯電話ケース(携帯電話の表面に被せて本体を保護し、外観を装飾する等の用途を持つ製品)の塗料又は表面塗装・イヤホン類(ヘッドホン、ヘッドセット等を含む)のうち、耳に直接接触する部分の塗料または表面塗装・玩具及び子供向け製品の塗料又は表面塗装	・表面塗装に対し90ppm (0.009wt%)の鉛の含有
	・上記以外の全て(包装部品・材料については9を参照)	・均質材料に対し1000ppm (0.1wt%)の鉛の含有
(*)プラスチ	・ ・ック(ゴムを含む),塗料,インキについては、以下の測定基準に従って液	定すること

No. 2 物質名:鉛及び鉛化合物

測定基準:

1. 前処理

主な前処理方法:例えばIEC 62321-5:2013、EPA 3052:1996

- (1) 密閉系酸分解法(例えば、マイクロウェーブ分解法)
- (2) 酸分解法
- (3) 乾式灰化法
- (注) 沈殿物(不溶物)は、何らかの方法(アルカリ溶融法等)で完全に溶解して溶液化することが必要である EN 71-3:2014、ASTM F963-16、ASTM D 5517-14、 ISO 8124-3:2010に代表される溶出法は、前処理として不適用である。

2. 測定法

主な測定方法:例えばIEC 62321-5:2013

- (1) 誘導結合プラズマー発光分光分析法[ICP-OES(ICP-AES)]
- (2) 原子吸光分析法(AAS)
- (3) 原子蛍光分析法(AFS)
- (4) 誘導結合プラズマー質量分析法(ICP-MS)
- (注) 前処理と測定法の組み合わせにより、鉛の定量下限が30ppm未満であることを保証できるものであれば良いものとする。

*参考:

http://ec.europa.eu/environment/waste/rohs_eee/legis_ε (EU RoHS 指令)

No. 3	物質名:水銀及び水銀化合物	
	対象	基準/閾値レベル
禁止物質	・全て (包装部品・材料については、9を参照)	・意図的添加又は ・均質材料に対し1000ppm (0.1wt%)の水銀の含有

No. 4	物質名:六価クロム化合物	
	対象	基準/閾値レベル
	・めっき、化成処理等の表面処理(ねじ、鋼板等)	・被処理部位への残留(*)
	・天然皮革部品・材料	・乾燥した天然皮革均質材料に
		対し3ppm(0.0003wt%)の
禁止物質		六価クロムの含有
	・上記以外の全て(包装部品・材料については、9を参照)	・均質材料に対し1000ppm
		(0.1wt%)の六価クロムの含有

試験方法(参考)

六価クロムの分析方法として、下記の方法がある。

- (1) EN ISO 17075: 2007
- (2) IULTCS/IUC18(ISO 17075:2007に一致するもの)
- (3) IEC 62321-7-2: 2017
- (*) 禁止物質となるのは、表面処理の工程における使用ではなく、被処理部位への残留である。

No. 5	物質名:ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)		
	対象 基準/閾値レベル		
禁止物質	・全て	・意図的添加 ・均質材料に対し1000ppm (0.1wt%)の含有	

No. 6	物質名:ポリ臭化ジフェニルエーテル類(P	BDE類)
	対象	基準/閾値レベル
林山伽姫	・全て	・意図的添加 ・均質材料に対し1000ppm (0.1wt%)の含有
禁止物質	・RoHS Directive 2011/65/EUの対象を除く全て	・意図的添加 ・均質材料に対し500ppm (0.05wt%)の含有

No. 7	No.7 物質名:ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD)及び全ての主要ジアステレオ異性体		
CAS No. 25637-99-4, 3194-55-6, 134237-50-6, 134237-51-7, 134237-52-8, 4736-49-6, 65701-47-5, 138257-17-7,			
138257-18-8	138257-18-8、138257-19-9、169102-57-2、678970-15-5、678970-16-6、678970-17-7の物質が対象		
	対象 基準/閾値レベル		
	・全て	・ 意図的添加又は	
禁止物質		・均質材料に対し75ppm	
		(0.0075wt%)の含有	

No. 8	物質名:臭素系難燃剤(BFR)		
(PBB類、PBI	(PBB類、PBDE類及びHBCDDを除く)		
	対象	基準/閾値レベル	
管理物質	・積層プリント配線基板に用いられる難燃剤用途	・積層板に対し900ppm(0.09wt%) の臭素の含有	
官垤物員	・上記以外のプラスチック材料	・均質材料に対し1000ppm (0.1wt%)の臭素の含有	

No. 9	No.9 物質名:ポリ塩化ビフェニル類(PCB類)及び特定代替品		
特定代替品は、CAS No.76253-60-6、81161-70-8、99688-47-8の物質が対象			
	対象 基準/閾値レベル(*)		
	・全て	・意図的添加又は	
禁止物質		・均質材料に対し	
		0.00005wt%(0.5ppm)	

No. 10	物質名:ポリ塩化ナフタレン類(PCN類)	
	対象 基準/閾値レベル	
禁止物質	・全て	・意図的添加

No. 11	物質名:ポリ塩化ターフェニル類(PCT類)	
	対象	基準/閾値レベル
禁止物質	・全て	均質材料に対して50ppm(0.005wt%)の含有

No. 12	物質名:短鎖型塩化パラフィン類 (炭素数 10~13) (SCCP)	
	対象	基準/閾値レベル
	・全て	・意図的添加又は
禁止物質		・均質材料に対し1000ppm
		(0.1wt%)の含有

No. 13	物質名:リン酸トリス(2-クロロエチル)(TCEP)、リン酸トリス(1-メチル-2-クロロエチル)(TCPP)、 リン酸トリス(1,3-ジクロロ-2-プロピル)(TDCPP)		
CAS No. 115-	CAS No. 115-96-8、13674-84-5、13674-87-8の物質が対象		
	対象 基準/閾値レベル		
禁止物質	・全て	・均質材料に対し1000ppm (0.1wt%)の含有	

No. 14	物質名:過塩素酸塩	
	対象	基準/閾値レベル
管理物質	・全て	均質材料に対し6ppb (0.006ppm)の含有

No. 15	物質名:ポリ塩化ビニル(PVC)及びPVC	
		基準/閾値レベル
禁止物質	・非接触ICカード(FeliCa)用基材 ・業務用を除く、デジタルカメラ、ビデオカメラ及びポータブル オーディオのキャリングバック、キャリングケース及びキャリ ングポーチの生地及びコーティング剤 ・アクセサリー、接続コード等を束ねる結束バンド ・製品及び製品に同梱されるアクセサリー等に用いられる包装部品・材料 (袋、粘着テープ、カートン、ブリスタパック等) (デバイス、半導体及びその他部品に用いられるトレイ、マガジンスティック、ストッパ、リール、エンボスキャリアテープ等を除く) ・フレキシブルフラットケーブル(FFC) ・絶縁板、化粧板、ラベル(但し、電池用は除く) ・シート、ラミネート(木製スピーカの外装に使用されるシート、ラミネートを含む) ・車載機器取付け用吸着盤	• 意図的添加
管理物質	・禁止物質以外の全ての用途	・意図的添加
適用除外	・塗料、インキ、コーティング剤、接着剤等に用いられる樹脂用結着	剤(バインダ)

No. 16	物質名:塩素系難燃剤(CFR)	
(TCEP, TCF	(TCEP、 TCPP、 TDCPP を除く)	
	対象	基準/閾値レベル
管理物質	・積層プリント配線基板に用いられる難燃剤用途	・積層板に対し900ppm (0.09wt%)の塩素の含有
日生物貝	・上記以外のプラスチック材料	・均質材料に対し1000ppm (0.1wt%)の塩素の含有

No. 17	物質名:フッ素系温室効果ガス(PFC、SF _{6、}	HFC)
	対象	基準/閾値レベル
禁止物質	・全て	• 意図的添加

No. 18	物質名:オゾン層破壊物質(0DS)		
モントリオー	モントリオール議定書 附属書A、B、C、Eの対象物質(*)		
対象 基準/閾値レベル			
	・全て	・意図的添加	
禁止物質	・ODSによる処理が施された部品・材料	・ODSによる洗浄加工・発泡加工 等の処理	
* 参考: http://www.env.go.jp/earth/ozone/montreal_protocol.htm (環境省ウェブサイト)			
https://ozone.unep.org/resources			

No. 19 物質名:パーフルオロオクタンスルホン酸及びその関連物質(PFOS)

(UNEPオゾン事務局ウェブサイト)

NO. 19	初負右・バークルカロオクテングルが2	政及U"CV)
	対象	基準/閾値レベル
禁止物質	・全て	 ・意図的添加又は ・均質材料に対し25ppb (0.0000025wt%)の含有 (PFOSとその塩の合計として) ・均質材料に対し1ppm (0.0001wt%)の含有 (PFOS関連物質又はそれら 組合せの合計として)

No. 20	物質名:ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とそ	の塩及び関連物質
	対象	基準/閾値レベル
禁止物質	・全て	 ・意図的添加又は ・均質材料に対し25ppb (0.0000025wt%)の含有 (PFHxSとその塩の合計 として) ・均質材料に対し1ppm (0.0001wt%)の含有 (PFHxS関連物質又はそれら 組合せの合計として)

No. 21	物質名:ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩	及び関連物質
	対象	基準/閾値レベル
禁止物質	・全て	 ・意図的添加又は ・均質材料に対し25ppb (0.0000025wt%)の含有 (PFOAとその塩の合計 として) ・均質材料に対し1ppm (0.0001wt%)の含有 (PFOA関連物質又はそれら 組合せの合計として)

No. 22	物質名:三置換有機スズ化合物	
トリブチル	スズ(TBT)化合物、トリフェニルスズ(TPT)化合物を含む。	
	対象	基準/閾値レベル
禁止物質	・全て	・意図的添加又は・均質材料に対し1000ppm (0.1wt%)のスズ元素の含有 (材料に対しスズ換算で 1000ppm)

No. 23	物質名:ジブチルスズ (DBT) 化	合物
	対象	基準/閾値レベル
禁止物質	・全て	・部品中に対し1000ppm (0.1wt%)のスズ元素の含有 (材料に対しスズ換算で 1000ppm)

No. 24	物質名:ジオクチルスズ (DOT) 化合物	
	対象	基準/閾値レベル
禁止物質	・皮膚と接触することを意図する織物(布地、テキスタイル)/ 皮革製品用の部品・材料 ・育児製品用の部品・材料 ・2液性室温硬化モールディングキット(RTV-2シーラントモール ティングキット)	・部品中に対し1000ppm (0.1wt%)のスズ元素の含有 (材料に対しスズ換算で 1000ppm)

No. 25	物質名:酸化ベリリウム	
	対象	基準/閾値レベル
禁止物質	・全て	・均質材料に対し1000ppm (0.1wt%)の含有

No. 26	物質名:ベリリウム銅	
	対象	基準/閾値レベル
管理物質	・全て	・意図的添加

No. 27	No. 27 物質名:塩化コバルト		
CAS No. 7646	CAS No. 7646-79-9の物質が対象		
	対象	基準/閾値レベル	
	・乾燥剤(シリカゲル等)に使用される湿度指示薬	・意図的添加	
禁止物質	・湿度インジケーター	・均質材料に対し1000ppm	
	(注)湿度インジケーターとは、塩化コバルトを紙等に含浸させた	(0.1wt%)の含有	
	タイプのもの		

No. 28	No. 28 物質名:三酸化二ヒ素、五酸化二ヒ素		
CAS No. 1327	CAS No. 1327-53-3、1303-28-2の物質が対象、物質毎に閾値レベルが適用される		
	対象 基準/閾値レベル		
禁止物質	・液晶パネル(カバーガラス、タッチパネル、バックライトを含む)の ガラス	・均質材料に対し1000ppm (0.1wt%)の含有	

No. 29	物質名:ニッケル及びニッケル化合物		
注:ニッケ	注:ニッケルに関する顧客からの指示があった場合はそれに従うこと		
	対象	基準/閾値レベル	
禁止物質	・携帯電話の長時間皮膚に接触する可能性のある部品・材料 ・腕時計やリストバンド型製品の長期間皮膚に接触する可能性のある 部品・材料(本体、バンド、留具など)	・0.5μg/cm/week(溶出量)	
管理物質	・長期間皮膚に接触する可能性のある製品用の部品・材料	・意図的添加	

No. 30	No. 30 物質名: フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)、フタル酸ジブチル(DOP)、 フタル酸ブチルベンジル(BBP)、フタル酸ジイソブチル(DIBP)		
CAS No. 117-	CAS No. 117-81-7、84-74-2、85-68-7、84-69-5の物質が対象		
	対象 基準/閾値レベル		
	・全て	・均質材料に対し1000ppm	
		(0.1wt%)の含有	
禁止物質	・玩具又は育児製品に使用される部品・材料	・均質材料に対し1000ppm	
示止彻貝	・EU指令2011/65/EU(EU RoHS指令)の適用範囲を除く全て	(0. 1wt%)の含有	
	・イヤホン類(ヘッドホン、ヘッドセット等を含む)のうち、耳に	(フタル酸エステルの合計として)	
	直接接触する部分		

No. 31	物質名:フタル酸ジイソノニル(DINP)、フタル酸ジイソデシル(DIDP)	、フタル酸ジ-n-オクチル(DNOP)	
CAS No. 285	CAS No. 28553-12-0、68515-48-0、26761-40-0、68515-49-1、117-84-0の物質が対象。		
	対象	基準/閾値レベル	
禁止物質	・子供の口に入る玩具または育児製品用の部品・材料	・均質材料に対し1000ppm (0.1wt%)以上の含有 (フタル酸エステルの合計として)	
管理物質	・上記以外の全て	• 意図的添加	

No. 32	物質名:フタル酸ジ-n-ヘキシル(DnHP)		
CAS No. 84-	CAS No. 84-75-3		
	対象	基準/閾値レベル	
管理物質	・全て	・意図的添加 ・均質材料に対し1000ppm (0.1wt%)以上の含有	

No. 33	物質名:石綿(アスベスト)	
	対象	基準/閾値レベル
禁止物質	・全て	• 意図的添加

No. 34	物質名:一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料		
芳香族アミ	芳香族アミンは表8.2dの物質が対象		
	対象 基準/閾値レベル		
	・織物(布地、テキスタイル)/皮革製品の部品・材料	・繊維・布材料、皮革材料に	
禁止物質	(参考分析方法は下記を参照)	対し30ppm (0.003wt%)を	
		超える含有	
試験法(参考)			
	アゾ化合物を分解し、アミンを抽出する方法として、下記の方法がある。		
	1) 繊維・布材料: EN 14362-1:2017;		
	EN 14362-3:2017 (4-アミノアゾベンゼン)		
	2) 皮革材料: EN ISO 17234-1:2015;		
	EN ISO 17234-2:2011 (4-アミノアゾベンゼン	7)	

表8.2d 芳香族アミン

CAS No.	アミン
60-09-3	4-アミノアゾベンゼン
90-04-0	o-アニシジン
91-59-8	2-ナフチルアルミン
91-94-1	3,3'-ジクロロベンジジン
92-67-1	4-アミノジフェニル
92-87-5	ベンジジン
95-53-4	0-トルイジン
95-69-2	4-クロロ-0-トルイジン;4-クロロ-2-メチルアニリン
95-80-7	2,4-トルイレンジアミン;4-メチル-m-フェニレンジアミン
97-56-3	0-アミノアゾトルエン
99-55-8	2-アミノ-4-ニトロトルエン;5-ニトロ-o-トルイジン
101-14-4	4,4'-メチレン-ビス-(2-クロロアニリン)
101-77-9	4,4'-ジアミノジフェニルメタン;4,4-メチレンジアニリン
101-80-4	4,4'-オキシジアニリン
106-47-8	p-クロロアニリン
119-90-4	3,3'-ジメトキシベジジン
119-93-7	3,3'-ジメチルベンジジン
120-71-8	p-クレシジン;6-メトキシ-m-トルイジン
137-17-7	2, 4, 5-トリメチルアニリン
139-65-1	4,4'-チオジアニリン;4,4'ジアミノジフェニルスルフィド
615-05-4	2, 4-ジアミノアニソール
838-88-0	3,3'-ジメチル-4,4'-ジアミノジフェニルメタン;
000 00 0	4, 4'-ジアミノ-3, 3-ジメチルジフェニルメタン
95-68-1	2, 4-キシリジン
87-62-7	2,6-キシリジン

No. 35		物質名:ホルムアルデヒド	
CAS No. 5	0-00-0の物質が対	象	
		対象	基準/閾値レベル
禁止物質	イバーボード	カ、ラック等)に組み込んで使用される、繊維板(ファ)、パーティクルボード及び合板を用いた木工製品	・詳細は以下の通り
示业物具	・織物(布地、	テキスタイル)	・織物材料中に対し、75ppm (0.0075wt%)を超える含有
閾値レベノ	レ(放出濃度):下記	型試験法のいずれかの方法による。	
1. チャ	ンバー法:	気中濃度12㎡、1㎡又は0.0225㎡の気密試験槽で0.1ppm	以下(0.124mg/m³以下)
2. パー	2. パーフォレータ法 (1)表面処理なしのパーティクルボード100gあたり6.5mg以下(6ヵ月間の平均値)		
	(2)	表面処理なしの繊維板100gあたり7.0mg以下(6ヵ月間の	平均値)
		又は	
	(3)	表面処理なしのパーティクルボード、繊維板100gあたり 1回の測定値)	08.0mg以下(IS012460に従い
3. デシ	ケータ法:	平均0.5mg/L以下,最大0.7mg/L以下(N=2で平均値、最大	大値を確認する)
測定法:			
1. チャ	ンバー法:	EN 717-1:2004	
2. パー	フォレータ法	IS012460: 2015	
3. デシ	ケータ法:	IIS A 5905 (Fiberboards), IIS A 5908 (Particleboa	ards)

No. 36	o. 36 物質名:N-フェニルベンゼンアミンとスチレン及び2,4,4-トリメチルペンタンの反応生成物(BNST)	
CAS No. 689	CAS No. 68921-45-9の物質が対象	
	対象 基準/閾値レベル	
禁止物質	・全て	• 意図的添加
適用除外	・ゴムへの添加剤(但し、タイヤの添加剤は禁止物質とする)	

No. 37	No. 37 物質名: 2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール(UV-320) 2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ペンチルフェノール(UV-328)		
	川名 UV-320, CAS No. 3846-71-7の物質が対象 UV-328, CAS No. 25973-55-1の物質が対象		
	対象 基準/閾値レベル		
禁止物質	・全て	・意図的添加又は ・均質材料に対し1000ppm (0.1wt%)以上の含有	

No. 38	物質名:ジメチル=フマラート(DMF)	
CAS No. 624	4-49-7の物質が対象、別名:フマル酸ジメチル	
	対象	基準/閾値レベル
禁止物質	・全て	・均質材料に対し0.1ppm (0.00001wt%)以上の含有

No. 39	物質名:多環芳香族炭化水素(PAH)		
CAS No. 192	CAS No. 192-97-2、205-82-3、205-99-2、207-08-9、218-01-9、50-32-8、53-70-3、56-55-3の物質が対象		
	対象 基準/閾値レベル		
	・直接かつ長時間または反復して皮膚または口腔接触する玩具と育	・均質材料に対し0.5ppm	
禁止物質	児製品のゴムまたはプラスチック部分	(0.00005wt%)以上の含有	
	・玩具と育児製品を除き、直接かつ長期間または反復して皮膚または口	・均質材料に対し1ppm	
	腔接触するゴムまたはプラスチック部分(例:グリップ, ハンドル等)	(0.0001wt%)以上の含有	

No. 40	物質名:リン酸トリス(2,3-ジブロモプロピル)(TRIS)		
CAS No. 126-	CAS No. 126-72-7の物質が対象		
	対象 基準/閾値レベル		
禁止物質	・人体の皮膚に直接、接触する可能性がある繊維製品 及びその部分に使用される場合のみ適用される。	・意図的添加 ・製造工程中の付着・混入・ 生成の禁止	

No. 41	物質名:トリ(1-アジリジニル)ホスフィンオキ	シド(TEPA)	
CAS No. 545-55-1の物質が対象			
	対象 基準/閾値レベル		
禁止物質	・人体の皮膚に直接、接触する可能性がある繊維製品 及びその部分に使用される場合のみ適用される。	・意図的添加 ・製造工程中の付着・混入・ 生成の禁止	

No. 42	物質名: ヘキサクロロベンゼン	
CAS No. 118	3-74-1の物質が対象	
	対象	基準/閾値レベル
	・全て	・意図的添加又は
禁止物質		・均質材料に対し10ppm
		(0.001wt%)の含有

No. 43	物質名:赤リン	
CAS No. 772	23-14-0の赤燐のみ対象	
	対象	基準/閾値レベル
禁止物質	・金属を除く全て	• 意図的添加
適用除外	・デバイス事業部関連の部品	

No. 44	放射性物質	
	対象	基準/閾値レベル
管理物質	・全て	• 意図的添加

No. 45	No. 45 4, 4'-イソプロピリデンジフェノール (ビスフェノールA)		
CAS No. 80-	CAS No. 80-05-7の物質が対象		
	対象	基準/閾値レベル	
	・全て	・意図的添加又は	
管理物質		均質材料に対し1000ppm	
		(0.1wt%)の含有	

No. 46	ハロゲン系難燃剤				
	対象	基準/閾値レベル			
禁止物質	 ・100cm²超のスクリーンを有するテレビ、モニター及びデジタルサイネージディスプレイを含む電子ディスプレイのプラスチック筐体及びスタンド、またプラスチック筐体及びスタンドに付属するラベル、テープ等 ・電気電子機器のプラスチック筐体(外部電源のケースを含む) ※納入禁止:2026年1月1日 	 ・意図的添加又は ・均質材料に対し1000pm (0.1wt%)のハロゲン元素 の総量(PBB類、PBDE類含む) ・意図的添加又は ・均質材料に対し1000pm (0.1wt%)のハロゲン元素 の総量(PBB類、PBDE類含む) 			
管理物質	・プラスチック材料	• 意図的添加			

No. 47	ペルフルオロカルボン酸(PFCAs)とその塩	直及び関連物質
炭素数C9~0	C21、炭素数C9~C14が対象	基準/閾値レベル
	・全て(炭素数C9~C21が対象)	• 意図的添加
	・全て(炭素数C9~C14が対象)	・均質材料に対し25ppb
		(0.0000025wt%)の含有
		(PFCAとその塩の合計
禁止物質		として)
		・均質材料に対し260ppb
		(0.000026wt%)の含有
		(PFCA関連物質又はそれら
		組合せの合計として)

No. 48	ペルフルオロヘキサン酸(PFHxA)とその塩及び関連物質		
	対象	基準/閾値レベル	
禁止物質	・繊維、皮革、毛皮製品 ※納入禁止:2025年6月1日	・意図的添加・均質材料に対し25ppb (0.0000025wt%)の含有 (PFHxAとその塩の合計 として)	
		・均質材料に対し1ppm (0.0001wt%)の含有 (PFHxA関連物質又はそれら 組合せの合計として)	
管理物質	・上記以外の全て	・意図的添加	

No. 49	デカブロモジフェニルエタン(DBDPE)			
CAS No. 848	CAS No. 84852-53-9の物質が対象 基準/閾値レベル			
削減物質	・全て	・意図的添加		

No b()	No. 50 No. 50 1, 6, 7, 8, 9, 14, 15, 16, 17, 17, 18, 18-ドデカクロロペンタシクロ[12. 2. 1. 16, 9. 02, 13. 05, 10] オクタデカ−7, 15-ジエン("デクロランプラス"™)				
	対象 基準/閾値レベル				
	・全て	・意図的添加又は			
禁止物質		・均質材料に対し1ppm			
		(0.0001wt%)の含有			

No. 51		TSCA	優先評価物質(PBT物質、初期リスク	戸評価	西10物質)
表8.2eの物質が対象 基準/閾値レベル			基準/閾値レベル		
禁止物質	・全て				• 意図的添加

表8.2e TSCA 優先評価物質(PBT物質、初期リスク評価10物質)

CAS No.	アミン
1163-19-5	デカブロモジフェニルエーテル (DecaBDE)
68937-41-7	リン酸トリアリールイソプロピル化物(PIP(3:1)
732-26-3	2, 4, 6-トリ-tert-ブチルフェノール(2, 4, 6-TTBP)
133-49-3	ペンタクロロチオフェノール(PCTP)
87-68-3	ヘキサクロロブタジエン(HCBD)
75-09-2	塩化メチレン
106-94-5	1-ブロモプロパン
25637-99-4 3194-55-6 3194-57-8	ヘキサブロモシクロドデカン(HBCD)
1332-21-4	アスベスト
56-23-5	四塩化炭素
123-91-1	1, 4-ジオキサン
872-50-4	N-メチル-2-ピロリドン(NMP)
127-18-4	テトラクロロエチレン
81-33-4	ピグメント バイオレット-29
79-01-6	トリクロロエチレン(TCE)

No. 52	ペル/ポリフルオロアルキル物質 (PFAS)	
	対象	基準/閾値レベル
管理物質	・全て	・意図的添加

No. 53	物質名:鉱物油芳香族炭化水素(MOAH)、鉱物油飽和炭化水素(MOSH)				
芳香環1~70	芳香環1~7のMOAH、炭素数16~35のMOSHが対象				
	対象 基準/閾値レベル				
禁止物質	·包装部品、材料、印刷物	・インク中に対し1000ppm (0.1wt%)の含有※芳香族3~7のMOAH・インク中に対し1ppm (0.0001wt%)の含有			

No. 54	物質名:ペンタクロロフェノール(PCP)とその塩及びエステル類		
	対象	基準/閾値レベル	
禁止物質	・全て	・均質材料に対し5ppm	
示止10月		(0.0005wt%)の含有	

No. 55	物質名:フタル酸ジイソオクチル (DIOP)			
CAS No. 275	CAS No. 27554-26-3の物質が対象。			
	対象 基準/閾値レベル			
管理物質	・全て	均質材料に対し1000ppm(0.1wt%)の含有		

No. 56	EU REACH規則 認可対象候補物質(SVHC:高懸	念物質)
表8.2fの物質が対象 基準/閾値レベル		
管理物質	・全て	均質材料に対し1000ppm
官垤物員	但し、本基準書で規定の禁止物質を除く	(0.1wt%)以上の含有

表8.2f EU REACH規則 認可対象候補物質 (SVHC)

	表 8. 2 f EU REACH規則 認可対象候補物質 (SVHC)	_
	<u></u>	CAS No
0001	アントラセン	120-12-7
0002	4, 4'-ジアミノジフェニルメタン	101-77-9
0003	フタル酸ジブチル (DBP)	84-74-2
0004	塩化コバルト	7646-79-9
0005	五酸化ニヒ素	1303-28-2
0006	三酸化ニヒ素	1327-53-3
		7789-12-0,
0007	重クロム酸ナトリウム・二水和物	10588-01-9
0008	ムスクキシレン	81-15-2
0009	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル) (DEHP)	117-81-7
0003	フノル版ン(2 二)ル い(フル) (DLIII)	25637-99-4,
		3194-55-6,
0010	ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD)	134237-51-7,
0010	(TOUR)	
		134237-50-6,
	I ANTI I A II. O	134237-52-8
0011	短鎖型塩化パラフィン	85535-84-8
0012	ビス(トリブチルスズ)=オキシド(TBTO)	56-35-9
0013	ヒ酸塩	7784-40-9
0014	ヒ酸トリエチル	15606-95-8
0015	フタル酸ブチルベンジル(BBP)	85-68-7
0016	2, 4-ジニトロトルエン	121-14-2
0017	アントラセン油	90640-80-5
0018	アントラセン油、アントラセンペースト軽留分	91995-17-4
0019	アントラセン油、アントラセンペースト、アントラセン留分	91995-15-2
0020	アントラセン油	90640-82-7
0021	アントラセン油、アントラセンペースト	90640-81-6
0022	フタル酸ジイソブチル(DIBP)	84-69-5
0023	クロム酸鉛	7758-97-6
0024	硫酸モリブデン酸クロム酸鉛 (C. I ピグメントレッド104)	12656-85-8
0025	黄鉛 (C. I ピグメントイエロー34)	1344-37-2
0026	アクリルアミド	76-06-1
0027	リン酸トリス(2-クロロエチル)	115-96-8
0028	高温コールタールピッチ	65996-93-2
0029	トリクロロエチレン	79-01-6
0030	ホウ酸	10043-35-3
0000	AT / BX	12179-04-3,
0031	四ホウ酸ナトリウム (無水物)	1330-43-4,
0031		1303-96-4
0020	四十九十十十十十十	
0032	四ホウ酸ニナトリウム	12267-73-1
0033	クロム酸ナトリウム	7775-11-3
0034	クロム酸ニカリウム	7789-00-6
0035	ニクロム酸アンモニウム	7789-09-5
0036	ニクロム酸カリウム	7778-50-9
0037	硫酸コバルト(II)	10124-43-3
0038	硝酸コバルト(Ⅱ)	10141-05-6
0039	炭酸コバルト(II)	513-79-1
0040	酢酸コバルト(Ⅱ)	71-48-7
0041	2-メトキシエタノール	109-86-4
0042	2-エトキシエタノール	110-80-5
0043	三酸化クロム	1333-82-0
0044	三酸化クロムおよびそのオリゴマーから生成される酸(クロム酸,重クロム酸,クロム酸のオリゴマー)	7738-94-5, 13530-68-2
0045	酢酸2-エトキシエチル	111-15-9
0046	クロム酸ストロンチウム	7789-06-2
0040	1,2-ベンゼンジカルボン酸,炭素数7~11の分岐および直鎖アルキルエステル類	68515-42-4
0047	1,2 、 フピンフガルがン骸、灰条数	7803-57-8,
		302-01-2
0049	1-メチル-2-ピロリドン, n-メチル-2-ピロリドン	872-50-4
0050	1, 2, 3-トリクロロプロパン	96-18-4

表8.2f EU REACH規則 認可対象候補物質 (SVHC)

	表8.2f EU REACH規則 認可対象候補物質(SVHC)	
	名称	CAS No
0051	1,2-ベンゼンジカルボン酸、炭素数7の側鎖炭化水素を主成分とする炭素数6~8のフタル酸エステル類	71888-89-6
0052	トリス(クロメート) ニクロム、クロム酸/クロム(Ⅲ)	24613-89-6
0053	ヒドロキシオクタオキソニ亜鉛酸ニクロム酸カリウム	11103-86-9
0054	クロム酸八水酸化五亜鉛	49663-84-5
0055	ホルムアルデヒド、アニリンによるオリゴマー反応生成物	25214-70-4
0056	フタル酸ビス(2-メトキシエチル)	117-82-8
0057	2-メトキシアニリン; o-アニシジン	90-04-0
0058	4-(1, 1, 3, 3-テトラメチルブチル) フェノール, 4-tert-オクチルフェノール	140-66-9
0059	1,2-ジクロロエタン	107-06-2
0060	ジエチレングリコールジメチルエーテル, ビス(2-メトキシエチル) エーテル	111-96-6
0061	ヒ酸	7778-39-4
0062	ヒ酸カルシウム	7778-44-1
0063	ヒ酸鉛	3687-31-8
0064	N, N-ジメチルアセトアミド	127-19-5
0065	2, 2'-ジクロロ4, 4'-メチレンジアニリン	101-14-4
0066	フェノールフタレイン	77-09-8
0067	アジ化鉛, ジアジド鉛(Ⅱ)	13424-46-9
0068	スチフェニン酸鉛, トリシネート, 鉛(Π) 2, 4, 6-トリニトロベンゼン-1, 3-ジオラート	15245-44-0
0069	ニピクリン酸鉛, ビスピクリン酸鉛(Π) , 鉛(Π) ビス(2, 4, 6-トリニトロベンゼン1ーオラート)	6477-64-1
0070	アルミノケイ酸塩耐火性セラミック繊維	-
0071	ジルコニアアルミノケイ酸塩耐火性セラミック繊維	-
0072	トリエチレングリコールジメチルエーテル, 1,2-ビス(2-メトキシエトキシ) エタン、トリグライム	112-49-2
0073	1,2-ジメトキシエタン;エチレングリコールジメチルエーテル,ジメチルセロソルブ	110-71-4
0074	三酸化ニホウ素,酸化ホウ素,無水ホウ素	1303-86-2
0075	ホルムアミド	75-12-7
0076	メタンスルホン酸鉛(Ⅱ)	17570-76-2
0077	TGIC, イソシアヌル酸1,3,5-トリグリシジル, トリグリシルイソシアヌラート	2451-62-9
0078	β-TGIC、 1, 3, 5-トリス-[(2Sおよび2R)-2, 3-エポキシプロピル]-1, 3, 5-トリアジン-2, 4, 6-(1H, 3H, 5H)-トリオン	59653-74-6
0079	4,4'-ビス(ジメチルアミノ)ベンゾフェノン(ミヒラーケトン)	90-94-8
0080	N, N, N', N' - テトラメチル-4, 4' - メチレンジアニリン, 4, 4' - メチレンビス (N, N' - ジメチルアニリン), ビス [4-(ジメチルアミノ) フェニル] メタン	101-61-1
0081	[4-[4,4'-ビス(ジメチルアミノ)ベンズヒドリリデン]シクロヘキサ-2,5-ジエン-1-イリデン]ジメチルアンモニウムクロリド(C.I. ベーシックバイオレット3), 塩化メチルローザニリン	548-62-9
0082	[4-[[4-アニリノ-1-ナフチル][4-(ジメチルアミノ)フェニル]メチレン]シクロヘキサ-2,5-ジエン-1-イリデン]ジメチルアンモニウムクロリド(C. I. ベーシックブルー26)	2580-56-5
0083	α, $α$ -ビス[4-(ジメチルアミノ) フェニル]-4-(フェニルアミノ) -1-ナフタレン メタノール (C. I. ソルベントブルー4)	6786-83-0
0084	ビス (4-ジメチルアミノフェニル) (4-メチルアミノフェニル) メタノール、C. I. ソルベントバイオレット8	561-41-1
0085	デカブロモジフェニルエーテル (デカBDE)	1163-19-5
0086	ペンタコサフルオロトリデカン酸,パーフルオロトリデカン酸,ペルフルオロトリデカン酸	72629-94-8
0087	トリコサフルオロドデカン酸,パーフルオロドデカン酸,ペルフルオロドデカン酸	307-55-1
0088	ヘニコサフルオロウンデカン酸,パーフルオロウンデカン酸,ペルフルオロウ ンデカン酸	2058-94-8
0089	ヘプタコサフルオロテトラデカン酸,パーフルオロテトラデカン酸,ペルフル オロテトラデカン酸	376-06-7
0090	4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル) フェノール、エトキシレート-well- defined物質 (組成等が分かっている物質) およびUVCB物質、 ポリマーおよびその同族体)	-

表8.2f EU REACH規則 認可対象候補物質 (SVHC)

	表8.2f EU REACH規則 認可対象候補物質(SVHC)	
	名称	CAS No
0091	4-ノニルフェノール、分岐および直鎖-フェノールの4の位置で炭素数9の直鎖および/または分岐したアルキル鎖が共有結合している物質、個々の異性体またはその混合物のいづれも含むUVCB物質およびwell-defined物質(組成等が分かっている物質)	-
0092	アゾジカルボンアミド,アゾビスホルムアミド,アゼン-1,2-ビスカルボアミド	123-77-3
0093	シクロヘキサン-1,2-ジカルボン酸無水物(ヘキサヒドロフタル酸無水物-HHPA)	85-42-7
0094	メチルヘキサヒドロフタル酸無水物,ヘキサヒドロ-4-メチルフタル酸無水物,ヘキサヒドロ-1-メチルフタル酸無水物,ヘキサヒドロ-3-メチルフタル酸無水物	25550-51-0, 19430-00- 90122-14- 1 57110-29-9
0095	メトキシ酢酸	625-45-6
0096	1,2-ベンゼンジカルボン酸,ジペンチルエステル、分岐および直鎖	84777-06-0
0097	フタル酸ジイソペンチル, フタル酸ジイソアミル(DIPP)	605-50-5
0098	フタル酸n-ペンチル-イソペンチル, n-ペンチル-イソペンチルフタレート	=
0099	1,2-ジエトキシエタン,ジエチルグリコール,ジエチルセロソルブ	629-14-1
0100	N, N-ジメチルホルムアミド, ジメチルホルムアミド	68-12-2
0101	ジブチルスズジクロリド,ジクロロジブチルスズ(DBT)	683-18-1
0101	塩基性酢酸鉛	51404-69-4
0102	塩基性炭酸鉛,炭酸水酸化鉛,亜炭酸鉛, (ビス(炭酸)ニ水酸化三鉛)	1319-46-6
-		
0104	オキシ硫酸鉛(塩基性硫酸鉛)	12036-76-9
0105	フタル酸ジオキソ三鉛(二塩基性フタル酸鉛)	69011-06-9
0106	ジオキソビス (ステアリン酸)三鉛,ジオキソニステアリン酸三鉛	12578-12-0
0107	脂肪酸鉛塩(炭素数16~18)	91031-62-8
0108	ビステトラフルオロホウ酸鉛、ホウフッ化鉛	13814-96-5
0109	シアナミド鉛	20837-86-9
0110	二硝酸鉛,硝酸鉛(Ⅱ)	10099-74-8
0111	酸化鉛(Ⅱ)(一酸化鉛)	1317-36-8
0112	四酸化鉛(オレンジレッド)	1314-41-6
0113	三酸化チタン鉛、チタン酸鉛	12060-00-3
0114	チタン酸ジルコニウム酸鉛、ジルコン酸チタン酸鉛	12626-81-2
0115	四塩基性硫酸鉛	12065-90-6
0116	C. I. ピグメントイエロー41	8012-00-8
0117	ケイ酸バリウム(鉛をドープ)	68784-75-8
0118	ケイ酸鉛、塩基性ケイ酸塩	11120-22-2
0119	塩基性亜硫酸鉛	62229-08-7
0120	四エチル鉛、テトラエチル鉛	78-00-2
0121	三塩基性硫酸鉛	12202-17-4
0122	二塩基性リン酸鉛、二塩基性亜リン酸鉛	12141-20-7
0123	フラン	110-00-9
0124	プロピレンオキシド,酸化プロピレン;1,2-エポキシプロパン; メチルオキシラン	75-56-9
0125	硫酸ジエチル	64-67-5
0126	硫酸ジメチル	77-78-1
0126	3-エチル-2-イソペンチル-2-メチル-1,3-オキサゾリジン	143860-04-2
0128	ジノセブ	88-85-7
0129	4,4-メチレンジ-o-トルイジン,4,4'-ジアミノ-3,3'-ジメチルジフェニルメタン	838-88-0
0130	4,4'-オキシジアニリンおよびその塩,4,4'-ジアミノジフェニルエーテル	101-80-4
0131	4-アミノアゾベンゼン;4-フェニルアゾアニリン	60-09-3
0132	4-メチル-m-フェニレンジアミン (2,4-トルエン-ジアミン)	95-80-7
0133	6-メトキシ-m-トルイジン,2-メトキシ-5-メチルアニリン(p-クレシジン)	120-71-8
0134	ビフェニル-4-イルアミン	92-67-1
0135	o-アミノアゾトルエン, 2-アミノアゾトルエン	97-56-3
0136	o-トルイジン, o-メチルアニリン;2-アミノトルエン	95-53-4
0137	N-メチルアセトアミド、メチルアセチルアミン	79-16-3
0138	1-ブロモプロパン, 臭化n-プロピル;n-プロピルブロマイド,n-プロピルブロミド	106-94-5
0139	カドミウム	7440-43-9
0140	酸化カドミウム	1306-19-0
0141	フタル酸ジペンチル、フタル酸ジアミル (DPP)	131-18-0
	• • • • • • • • • • • • • • • • • • •	_1

表8.2f EU REACH規則 認可対象候補物質 (SVHC)

	表 8. 2 f EU REACH規則 認可対象候補物質 (SVHC) 名称	CAS No
		CAS NO
0142	4-ノニルフェニール、分岐および直鎖のエトキシレート[フェノールの4の位置で炭素数9の直鎖および/または分岐したアルキル鎖が共有結合している物質、UVCB物質およびwell-defined物質(組成等が分かっている物質)、ポリマーおよび同族体の個々の異性体やその組合せのどれでもを含んでエトキシ化されたものを含む]	_
0143	ペンタデカフルオロオクタン酸アンモニウム,ペルフルオロオクタン酸アンモニウム,パーフルオロオクタン酸アンモニウム (APFO)	3825-26-1
0144	ペンタデカフルオロオクタン酸,ペルフルオロオクタン酸,パーフルオロオクタン酸 (PFOA)	335-67-1
0145	硫化カドミウム、硫化カドミウム(Ⅱ), カドミウムスルフィド	1306-23-6
0146	フタル酸ジヘキシル, ジヘキシルフタラート, フタル酸ジ-n-ヘキシル	84-75-3
0147	3, 3-[[1, 1-ビフェニル]-4, 4-ジイルビス(アゾ)] ビス(4-アミノナフタレン-1-スルホネート)二ナトリウム、コンゴーレッド (C. I. ダイレクトレッド28)	573-58-0
0148	4-アミノ- 3 - $[[4$ - $[(2,4$ -ジアミノフェニル) アゾ]- $[1,1$ -ビフェニル]- 4 -イル]アゾ]- 5 -ヒドロキシ- 6 -(フェニルアゾ)ナフタレン- 2 , 7 -ジスルホネートニナトリウム,クロラゾールブラックE(C. I. ダイレクトブラック38)	1937-37-7
0149	イミダゾリジン-2-チオン,2-イミダゾリジンチオン,N,N-エチレンチオ 尿素;2-イミダゾリン-2-チオール	96-45-7
0150	酢酸鉛(Ⅱ),ビス酢酸鉛(Ⅱ),酢酸鉛(Ⅱ)	301-04-2
0151	リン酸トリキシレニル,トリ (ジメチルフェニル) ホスフェート,リン酸 トリス (ジメチルフェニル)	25155-23-1
0152	ビス[アルキル (C=6)]=フタラート,フタル酸ジイソヘキシル (DIHP)	68515-50-4
0151	リン酸トリキシレニル, トリ (ジメチルフェニル) ホスフェート, リン酸 トリス (ジメチルフェニル)	25155-23-1
0152	ビス[アルキル (C=6)]=フタラート,フタル酸ジイソヘキシル (DIHP)	68515-50-4
0153	塩化カドミウム(Ⅱ)	10108-64-2
0154	過ホウ酸ナトリウム及びその塩	15120-21-5, 11138-47-9
0155	ペルオキソホウ酸ナトリウム	7632-04-4
0156	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール (UV-328)	25973-55-1
0157	2-ベンゾトリアゾール-2-イル-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール (UV-320)	3846-71-7
0158	10-エチル-4, 4-ジオクチル-7-オキソ-8-オキサ-3, 5-ジチア-4-スタンナテトラデカン酸2-エチルヘキシル (DOTE)	15571-58-1
0159	フッ化カドミウム、カドミウムジフルオリド	7790-79-6
0160	硫酸カドミウム (Ⅱ), 硫酸カドミウム (Ⅱ) 無水物・水和物	10124-36-4,
0100		31119-53-6
0161	10-エチル-4, 4-ジオクチル-7-オキソ-8-オキサ-3, 5-ジチア-4-スタンナテトラデカン酸2-エチルヘキシルと10-エチル-4-[[2-[(2-(エチルヘキシル)オキシ]-2-オキソエチル]チオ]-4-オクチル-7-オキソ-8-オキサ-3, 5-ジチア-4-スタンナテトラデカン酸2-エチルヘキシルの反応生成物(DOTEとMOTEの反応生成物)	-
0162	1,2-ベンゼンジカルボン酸、ジ-C6~10-アルキルエステル; 1,2-ベンゼンジカルボン酸、デシル・ヘキシル・オクチルジエステルと0.3%以上のフタル酸ジヘキシル(EC No. 201-559-5)との混合物	68515-51-5, 68648-93-1
0163	5-sec-ブチル-2-(2,4-ジメチルシクロヘキサ-3-エン-1-イル)-5-メチル-1,3-ジオキサン[1]、5-sec-ブチル-2-(4,6-ジメチルシクロヘキサ-3-エン-1-イル)-5-メチル-1,3-ジオキサン[2]([1]と[2]の個々の異性体、またはその組合せも含む)	-
0164	1, 3-プロパンスルトン	1120-71-4
0165	2, 4-ジ-tert-ブチル-6-(5-クロロベンゾトリアゾール-2-イル) フェノール (UV-327)	3864-99-1
0166	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4-(tert-ブチル)-6-(sec-ブチル) フェノール (UV-350)	36437-37-3

表8.2f EU REACH規則 認可対象候補物質 (SVHC)

	表8.2f EU REACH規則 認可対象候補物質(SVHC)	
	名称	CAS No
	パーフルオロノナン-1-融 (9 9 9 9 4 4 5 5 6 6 7 7 9 9 9 9 0 0 0 0 へ プカゴエ	375-95-1,
0168	パーフルオロノナン-1-酸(2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,9-ヘプタデカフルオロノナン酸、その塩とアンモニウム塩)	∠1049−39− Q
	フルストノノン 改、 とい温とノン ヒークム温/	4149-60-4
0169	ベンゾ[def]クリセン (ベンゾ[a]ピレン)	50-32-8
0170	4,4'-イソプロピリデンジフェノール (ビスフェノールA), BPA、2,2-ビス	00 05 7
0170	(p-ヒドロキシフェニル) プロパン	80-05-7
	4-ヘプチルフェノール、分岐および直鎖[フェノールの4の位置で炭素数7の	
0.151	直鎖および/または分岐したアルキル鎖が共有結合している物質、個々の	
0171	異性体やその組合せのどれでもを含んだUVCB物質およびwell-defined物	_
	質(組成等が分かっている物質)を含む]	
	ノナデカフルオロデカン酸 (PFDA) およびそのナトリウムとアンモニウム塩、	3108-42-7,
0172	(ノナデカフルオロデカン酸アンモニウム,ノナデカフルオロデカン酸,ノナ	335-76-2,
	デカフルオロデカン酸ナトリウム)	3830-45-3
0173	p-(1, 1-ジメチルプロピル)フェノール, 4-tert-アミルフェノールなど	80-46-6
	トリデカフルオロ-1-ヘキサンスルホン酸,ペルフルオロヘキサンスルホン酸,	
0174	パーフルオロヘキサンスルホン酸	355-46-4
0175	クリセン,ベンゾ[a]フェナントレン	218-01-9
0176	ベンブ[a]アントラセン	-
0110	. / [6]/ * 1 / 5*	10325-94-7,
0177	硝酸カドミウム	10022-68-1
0111	PHIHAZO I NOTE	(四水和物)
0178	水酸化カドミウム	「四八石山物) 56-55-3
0178	炭酸カドミウム	513-78-0
0119	灰政が下てリム	13560-89-9,
0180	デクロランプラス(TM) (個々のanti-およびsyn-の異性体、またはその組合	135821-74-8,
0100	せを含む)	135821-74-6,
		135821-03-3
0101	1,3,4-チアジアゾリジン-2,5-ジチオン,ホルムアルデヒド,4-ヘプチルフェノール、分岐および直鎖(RP-HP) [0.1wt%以上の4-ヘプチルフェ	
0181	フェノール、分岐および直鎖(KP-HP) [0.1Wt%以上の4-ペノテルフェ ノール、分岐および直鎖] の反応性生物	
0100		101 04 0
0182	ベンゾ[ghi]ペリレン	191-24-2
0183	デカメチルシクロペンタシロキサン(D5)	541-02-6
0184	八ホウ酸二ナトリウム	12008-41-2
0185	ドデカメチルシクロヘキサシロキサン(D6)	540-97-6
0186	エチレンジアミン	107-15-3
0187	鉛	7439-92-1
0188	オクタメチルシクロテトラシロキサン(D4)	556-67-2
0189	水素化テルフェニル	61788-32-7
0190	フタル酸ジシクロヘキシル (DCHP)	84-61-7
0191	ベンゼン-1, 2, 4-トリカルボン酸-1, 2-無水物(TMA)	552-30-7
0192	2,2-ビス(4'-ヒドロキシフェニル)-4-メチルペンタン	6807-17-6
0193	ベンゾ[k]フルオランテン	207-08-9
0194	フルオランテン	206-44-0,
0134		93951-69-0
0195	フェナントレン	85-01-8
0196	ピレン	129-00-0,
0190		1718-52-1
0107	ウンデカフルオロヘキサン酸およびそのアンモニウム塩	307-24-4,
0197	リンノルノルオロハイリノ阪ねよいて切丿ノセーリム塩	21615-47-4
0100	2-メトキシエチルアセテート,	110 40 2
0198	エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート	110-49-6
0165	亜リン酸トリス(直鎖、分岐鎖4-ノニルフェニル) (TNPP)	
0199	(直鎖、分岐鎖4-ノニルフェノール(4-NP) を0.1w/w%以上含有するもの)	-
	2,3,3,3-テトラフルオロ-2-(ヘプタフルオロプロポキシ)プロピオン酸とその塩、	
0200	その酸ハロゲン化物(各異性体およびその混合物を含む)	-
0201	4-tert-ブチルフェノール	98-54-4
0201	2-ベンジル-2-(N, N-ジメチルアミノ)-1-(4-モルホリノフェニル)ブタン-1-オン	119313-12-1
0202	2-メチル-1-[4-(メチルチオ)フェニル]-2-モルホリノプロパン-1-オン	71868-10-5
0203	ジイソヘキシル=フタラート	71850-09-4
0204		11000 03 4
0205	ペルフルオロブタンスルホン酸(PFBS)及びその塩	_

	名称	CAS No
0206	1-ビニルイミダゾール	1072-63-5
0207	2-メチルイミダゾール	693-98-1
0208	4-ヒドロキシ安息香酸ブチル	94-26-8
0209	ジブチルビス(2,4-ペンタンジオナト)スズ(IV)	22673-19-4
0210	ビス (2-(2-メトキシエトキシ) エチル) エーテル	143-24-8
0211	ジオクチルスズジラウレート、スタンナンのジオクチル誘導体、 ビス (ココ アシルオキシ) 誘導体、他のスタンナンのジオクチル 誘導体、ビス (脂肪族アシルオキシ) 誘導体 (C12が脂肪族アシ ルオキシ部位の主要な炭素数である)	-
0212	2-(4-tert-ブチルベンジル) プロピオンアルデヒドおよびその各立体異性体	-
0213	ホウ酸のナトリウム塩	13840-56-7
0214	2, 2-ビス(ブロモメチル) プロパン-1, 3-ジオール (BMP) 2, 2-ジメチルプロパン-1-オール、トリブロモ誘導体3-ブロモ-2, 2-ビス(ブロモメチル) -1-プロパノール (TBNPA) 2, 3-ジブロモ-1-プロパノール (2, 3-DBPA)	3296-90-0 36483-57-5 1522-92-5 96-13-9
0215	グルタラール	111-30-8
0216	中鎖塩素化パラフィン(MCCP)[炭素鎖がC14からC17の範囲にある直鎖クロロアルカンが80%以上含まれるUVCB物質]	-
0217	フェノールのアルキル化物(主にパラ位)(オリゴマー化したものからC12リッチの分岐鎖または直鎖アルキル鎖を有する)。個々の異性体および混合物、それらの組み合わせを含む。(PDDP; p-dodecylphenol, p-ドデシルフェノール)	-
0218	1, 4-ジオキサン	123-91-1
0219	4,4'-(1-メチルプロピリデン) ビスフェノール (ビスフェノールB)	77-40-7
0220	(±)-1,7,7-トリメチル-3-[(4-メチルフェニル)メチレン]ビシクロ[2.2.1]ヘプタン-2-オン の個々の異性体および/またはそれらの組み合わせのいずれかを含む (4-MBC)	-
0221	6, 6' - ジ-tert-ブチル-2, 2' -メチレンジ-p-クレゾール(DBMC)	119-47-1
0222	S-(トリシクロ[5.2.1.0'2,6]デカ-3-エン-8(or 9)-イル) 0-(イソプロピルor イソブチルor 2-エチルヘキシル) 0-(イソプロピルor イソブチルor 2-エチ ルヘキシル)ホスホロジチオエート	255881-94-8
0223	トリス(2-メトキシエトキシ)ビニルシラン	1067-53-4
0224	N-(ヒドロキシメチル) アクリルアミド	924-42-5
0225	1,1'-[エタン-1,2-ジイルビスイソオキシ]ビス[2,4,6-トリブロモベンゼン]	37853-59-1
0226	2, 2', 6, 6' -テトラブロモ-4, 4' -イソプロピリデンジフェノール	79-94-7
0227	4, 4'-スルホニルジフェノール(ビスフェノールS)	80-09-1
0228	メタホウ酸バリウム	13701-59-2
0229	テトラブロモフタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (個々の異性体および/またはその組み合わせのいずれかをカバーしたもの)	-
0230	4-ヒドロキシ安息香酸イソブチル	4247-02-3
0231	メラミン (モノマー)	108-78-1
0232	パーフルオロヘプタン酸およびその塩	-
0233	2, 2, 3, 3, 5, 5, 6, 6-オクタフルオロ-4-(1, 1, 1, 2, 3, 3, 3-ヘプタフルオロプロパン-2-イル) モルホリンと 2, 2, 3, 3, 5, 5, 6, 6-オクタフルオロ-4-(ヘプタフルオロプロピル) モルホリンの反応生成物	-
0234	ビス(4-クロロフェニル)スルホン	80-07-9
0235	ジフェニル(2,4,6-トリメチルベンゾイル)ホスフィンオキシド	75980-60-8
0236	2, 4, 6-トリ-tert-ブチルフェノール	732-26-3
0237	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール(UV-329)	3147-75-9
0238	2-(ジメチルアミノ)-2-[(4-メチルフェニル)メチル]-1-[(4-モルホリン- 4-イル)フェニル]ブタン-1-オン	119344-86-4
0239	ブメトリゾール(UV-326)	3896-11-5
0240	2-フェニルプロペンとフェノールのオリゴマー化およびアルキル化反応生成物	-

9. 包装部品・材料に関する事項

(1) 包装部品・材料の定義

生産者から使用者または消費者へ、原材料から加工品に至る物品「入れる」「保護する」「取り扱う」「配送する」「授与する」のために使用される、あらゆる種類のあらゆる材料及び部品からできた製品を指す。

(注) 「輸送業者又は納入業者の管理下にあって、当社内、又はエンドユーザーから排出されることなく、回収・再使用される通函等の包装を除く」

表9.1 包装部品・材料に関する追加事項

	物質名:重金属(カドミウム、鉛、六価クロム、水銀)			
第8項(表8.	第8項(表8.2)の規定に加えて、法の規定に基づき以下の条件を満たす			
	対象 基準/閾値レベル			
禁止物質	・全ての包装部品・材料 ・(表9.1aに具体例を記載)	・包装を構成する各部材,インキ,塗料に対し、合計100ppm以上の重金属(水銀,カドミウム,六価クロム,鉛)の含有		
適用除外・輸送業者又は部品納入業者が所有する通函				

包装部品・材料については以下の測定基準に従って測定すること

- 1. 六価クロムについては、まず総クロム量として分析し、4元素合計で100ppm未満であることを確認する。この場合、カドミウムや鉛と同時の前処理でも構わない。
- 2. もし、4元素合計100ppm以上の場合は、まずカドミウム,鉛,水銀の含有量の合計が100ppm未満であることを確認する。カドミウム,鉛,水銀の含有量の合計が100ppm未満の場合は、更に、六価クロムの検出判定を行い、最終的に、六価クロムが検出されないことを確認する。

測定基準:

1. 前処理

カドミウム,鉛については、プラスチック中のカドミウム(*1),鉛(*2)の方法に準ずる。総クロムについては、プラスチック中のカドミウム(*1)の方法に準ずる。 水銀については、主に下記の方法が挙げられる。

- (1) 密閉系酸分解法(例えば、マイクロウェーブ分解法) (例えばIEC 62321-4:2013, EPA 3052:1996)
- (2) 加熱気化-冷原子吸光法
- (3) 還流冷却器付き分解フラスコ(ケルダール法)を用いた、硫酸、硝酸での湿式分解法
- (注) いずれの方法においても、水銀が揮散しないよう注意を払うこと。又、沈殿物が生じた場合は、何らかの方法で溶解して溶液化することが必要である。

2. 測定法

カドミウム,鉛,総クロムについては、プラスチック中のカドミウム(*1),鉛(*2)の方法に準ずる。水銀については、プラスチック中のカドミウム(*1),鉛(*2)の方法と同様であるが、予め低濃度の混入が予想される場合、還元気化原子吸光法、あるいは水素化物発生装置付きICP-0ES(ICP-AES),ICP-MSによる分析が適当と考えられる。

六価クロムの検出判定

(包装部品・材料について、カドミウム,鉛,水銀,総クロムの4元素合計が100ppm以上になった場合の確認方法) 検出方法:

1. 前処理

溶出法 [沸騰水抽出法、アルカリ抽出法(例えば IEC 62321 7-2:2017, EPA 3060A)]

2. 測定法

紫外-可視吸光光度法(例えば IEC 62321 7-2:2017, EPA 7196A)

この測定基準において、前処理と測定法の組み合わせにより、定量下限が単独で水銀5ppm未満,カドミウム5ppm未満,総クロム5ppm未満,鉛30ppm未満であることをそれぞれ保証できるものであれば、良いものとする。

- (*1)表8.2「環境管理物質についての主な対象と納入禁止時期」、「物質名:カドミウム及びカドミウム化合物」、「測定基準」を参照のこと。
- (*2)表8.2「環境管理物質についての主な対象と納入禁止時期」、「物質名:鉛及び鉛化合物」、「測定基準」を 参照のこと。

表9.1a 包装部品・材料の識別の具体例

(注)全ての包装部品・材料を網羅しているわけでない。

	(注)主じの包装部品・材料を網維しているわけでない。			
コンスーマ	コンスーマ及び業務用製品に用いるもの(当社の製品の輸送に用いられるもの)			
	PACKAGING			
1	カートン(箱)	あらゆる材料でできた個装、サブマスターカートン、マスターカートン		
2	緩衝材			
3	保護袋(シート)	発泡プラスチック又は不織布等		
4	ポリ袋			
5	封筒	保証書用封筒等		
6	ブリスタパック			
7	フィルム	液晶ディスプレイの表面等に貼る保護フィルムを含む		
8	クラムシェル			
9	仕切り/スペーサ			
1 0	印刷インキ	包装部品の印刷に用いるもの		
1 1	粘着テープ	カートンやポリ袋の封緘、又可動部の保護・固定に用いるもの		
1 2	ステープル			
1 3	ラベル	バーコードラベルのように当社の管理下で包装部品に貼られるもの		
1 4	ジョイント	カートンジョイント等		
1 5	バンド	PPバンド等		
1 6	吊り下げタブ			
1 7	把手	把手及びその構成部品		
1 8	枠	木枠等		
1 9	シュリンクフィルム			
2 0	ボトル			
2 1	スリーブ			
2 2	化粧箱	万年筆や化粧品の化粧箱に該当するもの		
2 3	スキッド			
2 4	スピンドルケース			

	Non- Profit of No		
		NOT PACKAGING	
1	ケース/袋	CD, DVD, Blu-rayディスク, MD, テープ, MO デバイス等の保管に使用される	
		ケース、袋	
2	インデックスカード/	CDや他の記録メディアに付属するインデックスカード,ラベル等、これ	
	ラベル	らは製品の一部とみなす	
3	キャリングケース/	ヘッドホン,カメラ, WALKMAN®等に付属するもの等、これらは製品の一	
	ポーチ	部とみなす	
4	ラベル	包装部品・材料以外に貼られたもの	
5	ラベル	カーゴラベルやインボイス等第3者によって貼られたもの	

デバイス、	デバイス、半導体及びその他部品に用いられるもの		
	PACKAGING		
1	マガジンスティック	IC等の輸送に用いられるもの	
2	ストッパ		
3	トレイ		
4	リール		

物流上用证	物流上用いられるもの		
	PACKAGING		
1	パレット	スリップシートを含む木製,プラスチック製,紙製等でできたOne-Way	
		仕様のもの	
2	木箱		
3	ストレッチフィルム	荷崩れ防止用等	
4	木製コンテナ		
5	追包装に用いるもの	部品の発送用の追包装に用いるカートン、緩衝材、粘着テープ等	
6	バンド/紐	PPバンド等	
NOT PACKAGING			
1	船舶及び航空コンテナ	船舶輸送用40フィートコンテナ,航空コンテナ等	

【資料1:物質と各国・地域の主な法規制例】

この「平河ヒューテック㈱化学物質管理基準書」において明示的に規定されていない物質、あるいはその用途であっても各国又は地域の法令により使用が禁止されているものについては、それらの法令に従わなければならない。下表に物質と各国・地域の主な法規制例を示す。

物質名	法規制 (例)
1. カドミウム及びカドミウム化合物	[EU] RoHS Directive 2011/65/EU and its amendments
	[EU] REACH Regulation (EC) No. 1907/2006 ANNEX XVII
	[China] Law Measures for Resriction of the Use of Hazardous
	Substances in Electrical Appliances and Electronic Products
	[Japan] Law for the Promotion of Effective Utilization
	of Resources
	[Korea] Electrical Appliances And Consumer Products Safety
	Control Act
	[USA California] Electoronic Waste Recycling Act (California
	RoHS) SB 20, amended by SB 50 and AB 575
2. 鉛及び鉛化合物	[EU] RoHS Directive 2011/65/EU and its amendments
	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XV $\rm II$
	[China] Law Measures for Resriction of the Use of Hazardous
	Substances in Electrical Appliances and Electronic Products
	[Japan] Law for the Promotion of Effective Utilization
	of Resources
	[USA] Consumer Product Safety Improvement Act of 2008
	PUBLIC LAW 110-314
	[Korea] Electrical Appliances and Consumer Products Safety
	Control Act
	[USA California] Electoronic Waste Recycling Act (California
	RoHS) SB 20, amended by SB 50 and AB 575
3. 水銀及び水銀化合物	[EU] RoHS Directive 2011/65/EU and its amendments
	[EU] REACH Regulation (EC) No. 1907/2006 ANNEX XV II
	[China] Law Measures for Resriction of the Use of Hazardous
	Substances in Electrical Appliances and Electronic Products
	[Japan] Law for the Promotion of Effective Utilization
	of Resources
4. 六価クロム化合物	[Canada] Products containing Mercury Regulations SOR/2014-254
4. 八個グロム10日初	[EU] RoHS Directive 2011/65/EU and its amendments [EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XV II
	[China] Law Measures for Resriction of the Use of Hazardous
	Substances in Electrical Appliances and Electronic Products
	[Japan] Law for the Promotion of Effective Utilization
	of Resources
5. ポリブロモビフェニル (PBB)	[EU] RoHS Directive 2011/65/EU and its amendments
(4-2)	[China] Law Measures for Resriction of the Use of Hazardous
	Substances in Electrical Appliances and Electronic Products
	[Japan] Law for the Promotion of Effective Utilization
	of Resources
	[EU] Persistent Organic Pollutants(POPs) Regulation (EC)
	No. 2019/1021
6. ポリブロモジフェニルエーテル (PBDE)	[EU] RoHS Directive 2011/65/EU and its amendments
	[EU] Persistent Organic Pollutants(POPs) Regulation (EC)
	No. 2019/1021
	[China] Law Measures for Resriction of the Use of Hazardous
	Substances in Electrical Appliances and Electronic Products
	[Japan] Law for the Promotion of Effective Utilization
	of Resources
	[Japan] Act on the Evaluation of Chemical Substances and
	Regulation of Their Manufacture, etc.
	[USA] Toxic Substances Control Act(TSCA)

物質名	法規制(例)
7. ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD)	[EU] REACH Regulation (EC) No. 1907/2006 Candidate List
	for Authorisation
	[Japan] Act on the Evaluation of Chemical Substances and
	Regulation of Their Manufacture, etc.
	[EU] Persistent Organic Pollutants(POPs) Regulation (EC)
o 白末不性((http://ppp)//ppp)//ppp///pp////	No. 2019/1021
8. 臭素系難燃剤(BFR) (PBB類、PBDE類および	(Standard) IEC 61249-2-21
HBCDを除く)	(Standard) IPC-4101 (Standard) JEDEC JS709
9. ポリ塩化ビフェニル (PCB)	[EU] Persistent Organic Pollutants(POPs) Regulation (EC)
	No. 2019/1021
	[Japan] Act on the Evaluation of Chemical Substances and
	Regulation of Their Manufacture, etc.
	[USA] Toxic Substances Control Act(TSCA)
10. ポリ塩化ナフタレン (PCN)	[EU] Persistent Organic Pollutants(POPs) Regulation (EC)
	No. 2019/1021 [Japan] Act on the Evaluation of Chemical Substances and
	Regulation of Their Manufacture, etc.
L 11. ポリ塩化ターフェニル (PCT)	[EU] REACH Regulation (EC) No. 1907/2006 ANNEX XVII
12. 短鎖型塩素化パラフィン (SCCP)	[EU] REACH Regulation (EC) No. 1907/2006 Candidate List
	for Authorisation
	[EU] Persistent Organic Pollutants(POPs) Regulation (EC)
	No. 2019/1021
	[Norway] Regulations relating to restrictions on the
	manufacture, import, export, sale and use of chemicals
	and other products hazardous to health and the environment (Consumer Product Regulations)
	[Switzerland] Act of Reduction of Risks in Treatment of
	Specified Hazardous Substances, Preparations, and Articles
	in Switzerland (ChemRRV) Swiss Ordinance 814.81
13. リン酸トリス2-クロロエチル (TCEP)	[USA] State of Vermont Act. 85
リン酸トリス(1-メチル-2-クロロエチル)	[USA] Washington D.C., D.C. Law 21-108 Carcinogenic Flame
(TCPP)	Retardant Prohibition Amendment Act of 2016.
リン酸トリス(1,3-ジクロロ-2-プロピル) (TDCDD)	
(TDCPP) 14. 過塩素酸塩	[USA California] Perchlorate Contamination
	Prevention Act of 2003 AB 826
16. 塩素系難燃剤(CFR)	(Standard) JEDEC JS709
	(Standard) IEC 61249-2-21; (Standard) IPC-4101
17. フッ素系温室効果ガス(PFC, SF ₆ , HFC)	[EU] REGULATION (EU) No 517/2014 on fluorinated greenhouse
10 1 % Print # 55 (ong)	gases
18. オゾン層破壊物質(ODS)	[EU] Regulation on substances that deplete the ozone layer
	(EC) No. 1005/2009 [Japan] Law concerning the Protection of the Ozone Layer
	through the Control of Specified Substances and Other
	Measures
	[USA] Clean Air Act; (Treaty) Montreal Protocol on
	Substances that Deplete the Ozone Layer
	[USA] Clean Air Act Title VI; [USA] Internal Revenue Code
to a see a local behavior as a see	Title 26
19. ペルフルオロオクタンスルホン酸 (特な会な) (PEOS)	[EU] Persistent Organic Pollutants (POPs)
(塩を含む)(PFOS)	Regulation (EC) No. 2019/1021 [Canada] Prohibition of Certain Toxic Substances
	Regulations SOR/2012-285 and its amendment
	[Japan] Act on the Evaluation of Chemical Substances and
	Regulation of Their Manufacture, etc.
20. ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)と	[EU] Persistent Organic Pollutants (POPs)
その塩及び関連物質	Regulation (EC) No. 2019/1021
21. ペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	[EU] Persistent Organic Pollutants (POPs)
その塩及び関連物質	Regulation (EC) No. 2019/1021

物質名	法規制 (例)
22. 三置換有機スズ化合物(トリブチルスズ	[EU] REACH Regulation (EC) No. 1907/2006 ANNEX XV II
(TBT)化合物,トリフェニルスズ(TPT)	[Japan] Act on the Evaluation of Chemical Substances and
化合物含む)	Regulation of Their Manufacture, etc.
	[Norway] Regulations relating to restrictions on the
	manufacture, import, export, sale and use of chemicals
	and other products hazardous to health and the environment
	(Consumer Product Regulations)FOR-2004-06-01-922
23. ジブチルスズ(DBT) 化合物	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
24. ジオクチルスズ(DOT) 化合物	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
25. 酸化ベリリウム	(Guidance) EICTA, CECED and EERA Joint Position: Guidance
	on implementing article 11 of Directive 2002/96(EC)
	concerning information for treatment facilities
27. 塩化コバルト	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
28. 三酸化二ヒ素,五酸化二ヒ素	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for
	Authorisation
	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XIV
29. ニッケル及びニッケル化合物	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
30. フタル酸ビス(2-エチルヘキシン),	[EU] RoHS Directive 2011/65/EU and its amendments
フタル酸ジブチル、フタル酸ブチル	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List
ベンジル、フタル酸ジイソブチル	for Authorisation
	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
	[USA] Consumer Product Safety Improvement Act of 2008
	PUBLIC LAW 110-314
	[Korea (the Republic of)] Electrical Appliances and
	Consumer Products Safety Control Act
31. フタル酸ジイソノニル(DINP),	[EU] REACH Regulation (EC) No. 1907/2006 ANNEX XVII
フタル酸ジイソデシル(DIDP),	[USA] Consumer Product Safety Improvement Act of 2008
フタル酸ジ-n-オクチル(DNOP)	PUBLIC LAW 110-314
	[USA California] Safe Drinking Water and
32. フタル酸ジ-n-ヘキシル(DnHP)	Toxic Enforcement Act of 1986 (Proposition 65)
32. ノダル酸ン-n-ハキンル(DNHP)	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
33. 石綿(アスベスト)	[USA California] Safe Drinking Water and Toxic [EU] REACH Regulation (EC) No. 1907/2006 ANNEX XV II
33. 71 Nm (/ 7/1 · 7/1 · /)	[USA] Toxic Substances Control Act(TSCA)
	[Switzerland] Act of Reduction of Risks in Treatment of
	Specified Hazardous Substances, Preparations, and Articles
	in Switzerland(chemRRV) Swiss Ordinance 814.81
34. 一部の芳香族アミンを生成するアゾ	FEU REACH Regulation (EC) No. 1907-2006 ANNEX XV II
染料・顔料特定アゾ化合物	Land Magazarian (Soymorivo) Bovo Intilia Al II
35. ホルムアルデヒド	[Austria] BGB I 1990/194: Formaldehyde Restriction § 2,
	12/2/1990;
	[Lithuania] Hygiene Norm HN 96:2000 (Hygiene
	Norms and Regulations)
	[USA] TSCA Title VI
	[Germany] ChemVerbotsV
	[Denmark] Directive No. 289
37. 2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)	(UV-320)
-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール(UV-320)	[EU] REACH Regulation (EC)No.1907/2006 ANNEX XVII
2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)	(UV-328)
-4, 6-ジ-tert-ペンチルフェノール(UV-328)	
	Stockholm Convention (COP. 11)
	[EU] Persistent Organic Pollutants (POPs)
	Regulation (EC) No. 2019/1021
38. フマル酸ジメチル(DMF)	[EU] REACH Regulation (EC) No. 1907/2006 ANNEX XV II
39. 多環芳香族炭化水素 (PAH _s)	[EU] REACH Regulation (EC) No. 1907/2006 ANNEX XV II
42. ヘキサクロロベンゼン	[EU] Persistent Organic Pollutants (POPs)
	Regulation (EC) No. 2019/1021

物質名	法規制 (例)
44. 放射性物質	[USA] Nuclear Regulatory Commission Regulations Title 10
	CFR Part 20
	[Japan] Law for the Regulation of Nuclear
	Source Material, Nuclear Fuel Material, and Reactors;
	[Japan] Law Concerning Prevention from Radiation Hazards
	due to Radio-Isotopes, etc.
	[EU] Directive 2013/59/Euratom
45. 4,4'-イソプロピリデンジフェノール	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for
(ビスフェノールA)	Authorisation
	[USA California] Safe Drinking Water and
	Toxic Enforcement Act of 1986 (Proposition 65)
46. ハロゲン系難燃剤	[EU] Commission Regulation (EU) 2019/2021 laying down
TOTAL STATE	ecodesign requirements for electronic displays
	[USA] State of New York: Regulation of Chemicals in
	Upholstered Furniture, Mattresses and Electronic
	Enclosures
	[USA Washington] Chapter 173-337 WAC - Safer Products
	Restrictions and Reporting
	[EU & UK] Energy and Resource Efficiency of Games Consoles
	Self-Regulatory Initiative to further improve the energy
	and resource efficiency of Games Consoles
L 47. ペルフルオロカルボン酸	C9-C14
(PFCAs)とその塩及び関連物質	
(FFCAS) とその塩及の関連物員	[EU] REACH Regulation (EC)No.1907/2006 ANNEX XVII C9-C21
	1
	[Canada] Proposed Prohibition of Certain Toxic Substances
40 ° 2 ¬ 2 - 1 ¬ 2 - 1 \ . \(\text{TA} \) \(\text{PPH} \) A)	Regulations, 2022
48. ペルフルオロヘキサン酸 (PFHxA)	[EU] REACH Regulation (EC)No.1907/2006 ANNEX XVII
とその塩及び関連物質	
49. デカブロモジフェニルエタン(DBDPE)	[Canada] Proposed Prohibition of Certain Toxic Substances
50 1 0 5 0 0 14 15 10 17 17 10 10	Regulations, 2022
50. 1, 6, 7, 8, 9, 14, 15, 16, 17, 17, 18, 18-	Eleventh meeting of the Parties to the
ドデカクロロペンタシクロ	Stockholm Convention (COP. 11)
[12. 2. 1. 16, 9. 02, 13. 05, 10] オクタデカ	[Canada] Proposed Prohibition of Certain Toxic Substances
-7, 15-ジエン(デクロランプラス™)	Regulations, 2022
	[EU] Persistent Organic Pollutants (POPs)
	Regulation (EC) No. 2019/1021
51. ペル/ポリフルオロアルキル化合物(PFAS)	[USA] State of Maine: An Act to Stop Perfluoroalkyl and
	Polyfluoroalkyl Substances Pollution
52. TSCA 優先評価物質(PBT物質、	[USA] Toxic Substances Control Act (TSCA)
初期リスク評価10物質)	
53. 鉱物油芳香族炭化水素(MOAH、MOSH)	[France] Law no. 2020-105 of 10 Februrary 2020 on the fight
	against waste and the circular economy
54. ペンタクロロフェノール(PCP)と	[EU] Persistent Organic Pollutants (POPs)
その塩及びエステル類	Regulation (EC) No. 2019/1021
55. フタル酸ジイソオクチル(DIOP)	[France] Law no. 2020-105 of 10 Februrary 2020 on the fight
	against waste and the circular economy

against waste and the circular economy ※2024年1月現在、確認した内容です。法規制の内容は変更される場合があるため、詳細の確認はそれぞれの 法規制の最新版を確認すること。

物質名:カドミウム及びカドミウム化合物	
対象	納入禁止時期
・包装部品・材料 ・プラスチック (ゴムを含む) 材料に用いられる安定剤・顔料・染料 (電気配線の絶縁体、リモートコマンダー・キー,結束バンド,電子部品の外装樹脂,外筐,ラベル,レコード盤など) ・塗料,インキ ・表面処理 (電気めっき、無電解めっきなど),コーティング ・写真フィルム ・蛍光灯 (小型蛍光灯、直管蛍光灯)	初版発行時から
・削減物質、適用除外項目以外の全ての用途	2005年1月1日から
・亜鉛を含む金属(黄銅、溶融亜鉛めっきなど)からなる部品・部位でカドミウムの含有 量が100ppmを超えるもの	2005年10月1日から
・光学ガラス	2011年5月11日から
・携帯電話ケース(携帯電話の表面に被せて本体を保護し、外観を装飾する等の用途を持つ製品) ・イヤホン類(ヘッドホン、ヘッドセット等を含む)のうち、耳に直接接触する部分 (均質材料中のカドミウムの0.0075重量%(75ppm)	2020年7月3日から

物質名:鉛及び鉛化合物		
対象	納入禁止時期	
・包装部品・材料	初版発行時から	
・プリント配線板に用いる鉛を使用した塗料・インキ		
・部品の外部電極・リード端子等の表面処理(電気部品/半導体デバイス/ヒートシンク等)	2004年4月1日から	
・ACアダプター、電源コード、接続コード、リモートコマンダー、マウス、機器の外部露出		
部位に用いられるプラスチック(ゴmjを含む)材料中の安定剤・顔料・染料		
・機器の外部露出部位に用いられる塗料・インキ		
・削減物質、管理物質、適用除外項目以外の全ての用途	2005年1月1日から	
・無電解ニッケルめっき、無電解金めっき等の無電解めっき被膜で、めっき被膜中の鉛含有	2006年2月1日から	
量が1000ppmを超えるもの		
・適用除外項目に記載されている以外の用途に使用されるガラス	2010年6月1日から	
・マイクロプロセッサの端子とパッケージの接合に使用されるはんだで、2種類を超える元		
素からなり、鉛の含有率が80wt%を超え、85wtt%未満のもの		
・プラスチック (ゴムを含む)、塗料、インキ (均質材料中の100ppm以上の鉛の含有)	2011年5月11日から	
・はんだ (はんだ中の1000ppmを超える鉛の含有)		
・125V ACあるいは250V DCより低い定格電圧のコンデンサの誘電体セラミック	2012年1月1日から	
・EU指令69/493/EEC附属書 I (カテゴリ1、2、3および4)で定義されるクリスタルガラス	2012年4月1日から	
・CRT(ブラウン管、冷陰極線管)のガラスに含まれる鉛	2018年4月1日から	
・主として12歳以下の子供向けの消費者製品の部品・材料(製品中の100ppmを超える鉛の含有)	2019年6月21日から	
・玩具及び子供向け製品の塗料または表面塗装 (表面塗装中の90ppmを超える鉛の含有)		
・携帯電話ケース(携帯電話の表面に被せて本体を保護し、外観を装飾する等の用途を持つ	2020年7月3日から	
製品)の表面塗装		
・イヤホン類(ヘッドホン、ヘッドセット等を含む)のうち、耳に直接接触する部分の		
塗装または表面		
(表面塗装中の鉛の0.009重量% (90ppm))		

物質名:水銀及び水銀化合物	
対象	納入禁止時期
・包装部材・材料	初版発行時から
・塗料、インキ	
・時間計	
・水銀を接点に用いたリレー、スイッチ、センサ	
・プラスチックへの調剤	
・削減物質、適用除外項目以外の全ての用途	2005年1月1日から
・冷陰極管(CCFL)および外部電極蛍光管(EEFL):	2011年5月11日から
長さが500mm以下のもの(一本当たりの含有量が3.5mg以上、意図的添加)	
・上記以外の全て(意図的添加、均質材料中の1000ppmを超える水銀の含有)	
・全て(意図的添加、均質材料中の1000ppmを超える水銀の含有)	2012年5月28日から

物質名:六価クロム化合物	
対象	納入禁止時期
・包装部材・材料	初版発行時から
・塗料、インキ、その他添加剤など部品、材料の成分として含まれる用途	2005年1月1日から
・めっき,化成処理などの表面処理(ねじ,鋼板など)において、被処理部位に残留している	
場合	
・めっき,化成処理などの表面処理(ねじ,鋼板など)において、被処理部位に残留している	2011年5月11日から
・上記以外の全て(意図的添加、均質材料中の1000ppmを超える六価クロムの含有)	
・天然革皮部品・材料 (乾燥した天然革皮材料中の3ppmを超える六価クロムの含有)	2015年7月27日から

物質名:ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)	
対象	納入禁止時期
・プラスチックへの難燃剤など、全ての用途	初版発行時から
・全て(意図的添加、均質材料中の1000ppmを超える含有)	2011年5月11日から
・全て(意図的添加)	2020年6月1日から

物質名:ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)	
対象	納入禁止時期
・プラスチックへの難燃剤など、全ての用途	初版発行時から
・2002年12月以前から存在している金型を用いて製造される部品(欧州向け以外のTV、ディス	2005年1月1日から
プレイの筐体に限定)	
ただし、2003年1月以降の新規金型部品は採用禁止とする	
・全て(意図的添加、均質材料中の1000ppmを超える含有)	2011年5月11日から
・全て(意図的添加)	2020年6月1日から
・RoHS Directive 2011/65/EUの対象を除く全て(意図的添加、均質材料中の500ppmの含有	2023年6月28日から

物質名:ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD)	
対象	納入禁止時期
・プラスチック, 樹脂への難燃剤用途 (部品中の1000ppmを超える含有)	2014年6月4日から
・全て (意図的添加、部品中の1000ppmの含有)	2017年5月30日から

物質名:ポリ塩化ビフェニル類(PCB類)及び特定代替品	
物質名:ポリ塩化ナフタレン類(PCN類)	
物質名:ポリ塩化ターフェニル類 (PCT類)	
対象	納入禁止時期
・オイル入りトランス,コンデンサ,絶縁油,潤滑油,プラスチック難燃剤など、全ての用途	初版発行時から
・全て(意図的添加)	2011年5月11日から
・全て(意図的添加、材料中の50ppmの含有)	2013年6月24日から
・PCT類:全て(均質材料中の50ppmの含有)	2017年5月30日から
・PCB類及び特定代替品:全て(均質材料中の50ppmの含有)	2023年6月28日から

物質名:短鎖型塩化パラフィン類(炭素数 10~13)(SCCP)	
対象	納入禁止時期
・アクセサリーを含む製品の外筐(キャビネット)、プリント配線板への用途	初版発行時から
・上記以外の全ての用途	2006年2月1日から
・全て (材料中の1000ppmを超える含有)	2011年5月11日から
・全て(意図的添加、材料中の1000ppmを超える含有)	2014年6月4日から

物質名:リン酸トリス(2-クロロエチル)(TCEP), リン酸トリス(1-メチル-2-クロロエチル)(TCPP),	
リン酸トリス(1,3-ジクロロ-2-プロピル)(TDCPP)	
対象	納入禁止時期
・プラスチック, 樹脂, 繊維, 布材料への難燃剤用途 (部品中の1000ppmを超える含有)	2015年7月27日から
・全て(均質材料中の1000ppmの含有)	2017年5月30日から

【東州2·彻東西V/州/八宗正內別V/文人及正】	
物質名:ポリ塩化ビニル(PVC)及びPVC混合物	
対象	納入禁止時期
・非接触ICカード(Felica)用基材	当初から不使用
パーソナルコンピュータ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、ポータブルオーディオ用キャ	初版発行時から
リングバック、キャリングケーズ、キャリングポーチ用の生地およびコーティング剤	
(業務用は除く)	
・アクセサリー、接続コード等を束ねる結束バンド	2002年7月1日から
・製品および製品に同梱されるアクセサリー等に用いられる包装部品・材料(袋、粘着テー	2005年1月1日から
プ、カートン、ブリスタパックなど)	
・熱収縮チューブ	2005年4月1日から
・フレキシブルフラットケーブル(FFC)	2007年4月1日から
・木製スピーカの外装に使用されるシート、ラミネート	
・絶縁板、化粧板、ラベル、シート、ラミネート	
・車載機器取付け用吸着盤	2010年4月1日から

物質名:フッ素系温室効果ガス(PFC, HFC)	
対象	納入禁止時期
・冷媒・断熱材等の製品に搭載する全ての用途	2008年4月1日から
・全て (意図的添加)	2017年5月30日から

物質名:オゾン層破壊物質(ODS)	
対象	納入禁止時期
・冷媒・断熱材等の製品に搭載される全ての用途	初版発行時から
・ODSで洗浄加工・発泡加工等が施された部品・材料	
・全て(意図的添加)	2011年5月11日から

物質名:パーフルオロオクタンスルホン酸塩(PFOS)	
対象	納入禁止時期
・部品に使用される材料に対して、PFOSの濃度が0.1wt%以上の材料	2008年4月1日から
・繊維または他のコートされた材料に対して、コートされた材料あたりのPFOSの量が	
1μg/m2以上のもの	
・適用除外(業務用写真フィルム、半導体用のレジスト)を除く全ての用途	2010年4月1日から
・全て(意図的添加)	2011年5月11日から
・織物(布地、テキスタイル)またはその他のコートされた材料を除く全て(意図的添加、	2017年5月30日から
又は材料中の1000ppmの含有)	

物質名:ペルフルオロオクタンスルホン酸およびその誘導体塩 (PFOS)	
対象	納入禁止時期
 ・織物(布地,テキスタイル)又はその他のコートされた材料(均質材料中の1μg/m2の含有) ・上記を除く全て(意図的添加、均質材料中の1ppm(0.0001wt%)の含有(PFOS及びその誘導体の合計) 	2023年6月28日から

物質名:パーフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS) とその塩及び関連物質	
対象	納入禁止時期
・全て(意図的添加)	2022年2月28日から
・全て(意図的添加、均質材料中の25ppbの含有(その塩を含むPFHxSとして)	2023年6月28日から
・全て(均質材料中の1000ppbの含有(PFHxS関連物質)	

物質名:ペルオロオクタン酸 (PFOA), その塩及びそのエステ	ル
対象	納入禁止時期
・繊維、布材料、皮革材料へのコーティング剤	2014年4月1日から
・上記、及び制限物質以外の全ての用途	
・フィルム、紙、印刷版への写真用コーティング剤(コーティングされた	2015年7月27日から
材料中の1μg/m2を超える含有)	
・半導体中に用いられる接着剤、ホイル(箔)、テープへの添加剤(部品中の	
1000ppmを超える含有)	
・織物(布地、テキスタイル)及びフィルムまたは紙または印刷用原版用の	2017年5月30日から
写真コーティング及びその他のコートされた消費者製品用の部品・材料	
(コーティングされた材料中の1μg/m2を超える含有)	
・上記を除く全て(材料中の1000ppmの含有)	
・織物(布地、テキスタイル)及びフィルムまたは紙または印刷用原版用の	2019年6月21日から
写真コーティング及びその他のコートされた消費者製品用の部品・材料	
(コーティングされた材料中の1μg/m2を超える含有(PFOSの合計として)	
・上記を除く全て(材料中の1000ppmの含有(PFOSの合計として)	

物質名:ペルフルオロオクタン酸 (PFOA) とその塩及び関連物質	
対象	納入禁止時期
・全て(意図的添加又は均質材料中の25ppbの含有(その塩を含むPFOAとして)	2021年6月1日から
・全て(均質材料中の1000ppbの含有(PFOA関連物質)	

物質名:三置換有機スズ化合物	
トリブチルスズ(TBT)化合物,トリフェニルスズ(TPT)化合物を含む。	
金属スズ、スズ合金、スズめっき、スズの無機化合物は該当しません。	
対象	納入禁止時期
・塗料、インキ、防腐剤、かび防止剤など全ての用途	初版発行時から
・全て(意図的添加、材料中のスズ元素で1000ppmを超える含有	2011年5月11日から

物質名:ジブチルスズ (DBT) 化合物	
金属スズ,スズ合金,スズめっき,スズの無機化合物は該当しません。	
対象	納入禁止時期
・プラスチックへの添加剤等全ての用途(制限物質を除く)	2011年7月1日から
・一液型室温硬化型(RTV-1)シーラントおよび二液型温室硬化型(RTV-2)シーラント	2014年7月1日から
・一液型室温硬化型接着剤および二液型室温硬化型接着剤	
・塗料およびコーティング剤の触媒	
・屋外用途を意図した布地をコーティングするPVCの安定剤	
・軟質PVC異型材(profile)への添加剤、および硬質PVCと同時押出成形された軟質PVC異型材	
(profile)への添加剤	
・全て(材料中の1000ppmを超えるスズ元素の含有	2015年7月27日から
・全て(部品中の1000ppmを超えるスズ元素の含有	2019年6月21日から

物質名:ジオクチルスズ (DOT) 化合物	
金属スズ、スズ合金、スズめっき、スズの無機化合物は該当しません。	
対象	納入禁止時期
・繊維・布材料への添加剤	2011年7月1日から
・皮膚と接触することを意図する織物(布地、テキスタイル)/皮革製品用の部品・材料	2017年5月30日から
・育児製品用の部品・材料	
・2液性室温硬化モールディングキット (RTV-2シーラントモールティングキット)	
(均質材料中の1000ppmのスズ元素の含有)	
・ (部品中の1000ppmのスズ元素の含有)	2019年6月21日から

物質名:酸化ベリリウム	
対象	納入禁止時期
・全ての用途	2008年4月1日から
・全て (意図的添加、均質材料中の1000ppmの含有)	2017年5月30日から

物質名:塩化コバルト	
対象	納入禁止時期
・乾燥剤(シリカゲル等)に使用される湿度指示薬	2009年4月1日から
・湿度インジケーター	2011年5月11日から
(注)湿度インジケーターとは、塩化コバルトを紙等に含浸させたタイプのもの	
・湿度インジケーター	2017年5月30日から
(注)湿度インジケーターとは、塩化コバルトを紙等に含浸させたタイプのもの	
(均質材料中の1000ppmの含有)	

物質名:三酸化二ヒ素,五酸化二ヒ素	
対象	納入禁止時期
・液晶パネル(カバーガラス、タッチパネル、バックライトを含む)のガラスの消泡剤、	2017年5月30日から
清澄剤の用途(均質材料の1000ppmの含有)	

物質名:ニッケル及びニッケル化合物	
対象	納入禁止時期
・携帯電話の長時間皮膚に接触する可能性のある部品・材料	2019年6月21日から
・腕時計やリストバンド型製品の長期間皮膚に接触する可能性のある部品・材料(本体、	
バンド、留具など)(0.28µg/cm²/week(溶出量))	
・ (0.5µg/cm²/week(溶出量))	2020年7月3日から

物質名:フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP), フタル酸ジブチル(DOP), フタル酸ブチルベンジル(BBP)	
フタル酸ジイソブチル(DIBP)	
対象	納入禁止時期
・キャリングバック、キャリングケース、キャリングポーチに使用される部品・材料	2015年7月27日から
の添加剤(部品中の1000ppmを超える含有)	
・電気電子機器で長時間皮膚に接触する部位に使用される部品・材料	
(均質材料中の1000ppmを超える含有)	
・キャリングバック、キャリングケース、キャリングポーチに使用される部品・材料	2017年5月30日から
の添加剤(材料中の1000ppmを超える含有)	
・電気電子機器に使用される部品・材料への添加剤 (ただし、電池に使用される部品・	2018年7月5日から
材料は管理物質とする。) (均質材料中の1000ppmを超える含有)	
・玩具または育児製品に使用される部品・材料	2019年6月21日から
(均質材料中の1000ppmの含有(DEHP、DBP、BBPの合計として)	
・全て(均質材料中の1000ppmの含有)	2020年7月3日から
・RoHS Directive 2011/65/EUの対象を除く全て(均質材料中の1000ppmの含有	
(フタル酸エステルの合計として))	
・イヤホン類(ヘッドホン、ヘッドセット等を含む)のうち、耳に直接接触する部分	
((均質材料中の1000ppmの含有 (フタル酸エステルの合計として))	

物質名:フタル酸ジイソノニル(DINP), フタル酸ジイソデシル(DIDP), フタル酸ジ-n-オクチル(DNOP)	
対象	納入禁止時期
・子供の口に入る玩具または育児製品用の部品・材料	2017年5月30日から
(均質材料中の1000ppmの含有(DINP、DIDP、DNOPの合計として))	
・子供の口に入る玩具または育児製品用の部品・材料	2023年6月28日から
(均質材料中の1000ppmの含有(フタル酸エステルの合計として))	

物質名:石綿(アスベスト)	
対象	納入禁止時期
・全て(意図的添加)	初版発行時から

物質名:一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料	
対象	納入禁止時期
・人体に持続的に触れる機能として作られた製品の人体接触部分(イヤホン, ヘッドホン,	初版発行時から
ショルダーバックの肩パッド、ベルト、、トラップなど)の顔料に適用する	
・繊維・布材料,皮革材料への添加剤(繊維、布材料、皮革材料中の30ppmを超える含有)	2011年5月11日から
・繊維(布地、テキスタイル)/皮革製品の部品・材料(繊維、布材料、皮革材料中の30ppm	2017年5月30日から
を超える含有)	

物質名:ホルムアルデヒド	
対象	納入禁止時期
・欧州向け製品に組込んで使用される、繊維板(ファイバーボード),パーティクルボード	初版発行時から
および合板を用いた木工製品(スピーカ、ラックなど)	
・欧州向け以外の製品に組込んで使用される、繊維板(ファイバーボード), パーティクル	2005年1月1日から
ボードおよび合板を用いた木工製品(スピーカ,ラックなど)	
・織物(布地、テキスタイル) (織物材料中の75ppmを超える含有)	2017年5月30日から

物質名:N-フェニルベンゼンアミンとスチレン及び2, 4, 4-トリメチルペンタンの反応生成物(BNST)	
対象	納入禁止時期
・全て(意図的添加)	2015年7月27日から

物質名:2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール(UV-320)	
対象	納入禁止時期
下記に用いられる紫外線防止剤、紫外線吸収剤用途	2008年4月1日から
・化粧板,印画紙,成型したプラスチック製品	
・メガネのレンズ,フレーム(意図的添加)	2011年4月1日から
・全て(意図的添加)	2013年6月24日から
・全て(意図的添加、均質材料中の1000ppmの含有)	2017年5月30日から
・全て(意図的添加又は均質材料中の1000ppmの含有)	2023年6月28日から

物質名:2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール(UV-328)	
対象	納入禁止時期
・全て(意図的添加又は均質材料中の1000ppmの含有)	2023年6月28日から

物質名:ジメチル=フマラート(DMF)	
対象	納入禁止時期
・防カビ剤、乾燥剤など全ての用途	2010年4月1日から
・全て(均質材料の0.1ppmの含有)	2011年5月11日から

物質名:多環芳香族炭化水素(PAH)				
対象	納入禁止時期			
・皮膚又は口腔内に直接、長時間又は、短時間で繰り返し接触するゴム又はプラ	2015年7月1日から			
スチック部品(材料中の1ppmを超える含有)				
・直接かつ長時間または反復して皮膚または口腔接触する玩具と育児製品のゴム	2017年5月30日から			
またはプラスチック部分(均質材料中の0.5ppmの含有)				
・玩具と育児製品を除き、直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触する				
ゴムまたはプラスチック部分(均質材料中の1ppmの含有)				

物質名:リン酸トリス(2,3-ジブロモプロピル)(TRIS)	
対象	納入禁止時期
・人体の皮膚に直接、接触する可能性がある繊維製品及びその部分に使用される	2011年5月11日から
場合のみ適用される。(意図的添加、製造工程中の付着・混入・生成の禁止)	

物質名:トリ(1-アジリジニル)ホスフィンオキシド(TEPA)	
対象	納入禁止時期
・人体の皮膚に直接、接触する可能性がある繊維製品及びその部分に使用される場合	2011年5月11日から
のみ適用される。(意図的添加、製造工程中の付着、混入、生成の禁止)	

物質名: ヘキサクロロベンゼン (HCB)	
対象	納入禁止時期
・全て(意図的添加)	2013年6月24日から
・全て(意図的添加または成形品や混合物中の0.001重量%(10ppm))	2023年6月28日から

物質名:赤リン	
対象	納入禁止時期
・金属を除く全て(意図的添加)	2017年5月30日から

物質名:ハロゲン系難燃剤				
対象	納入禁止時期			
・100cm ² 超のスクリーンを有するテレビ、モニター及びデジタルサイネージディス	2022年2月28日から			
プレイを含む電子ディスプレイのプラスチック筐体及びスタンド、またプラスチ				
ック筐体及びスタンドに付属するラベル、テープ等				
・ゲーム機器のプラスチック筐体				
(意図的添加又は均質材料中の1000ppmのハロゲン元素の総量(PBB類、PBDE類				
を含む)				

物質名:ペルフルオロカルボン酸(PFCAs)とその塩及び関連物質	
炭素数C4~C21、炭素数C4~14が対象	
対象	納入禁止時期
・全て(意図的添加又は均質材料中の25ppbの含有(その塩を含むPFCAsとして))	2023年6月28日から
・全て(均質材料中の260ppbの含有(PFCAs関連物質))	

物質名:1, 6, 7, 8, 9, 14, 15, 16, 17, 17, 18, 18-ドデカクロロペンタシクロ[12. 2. 1. 16, 9. 02, 13. 05, 10]					
オクタデカ-7,15-ジエン("デクロランプラス"TM)					
対象	納入禁止時期				
・全て	2023年6月28日から				

物質名:TSCA 優先評価物質(PBT物質5物質、初期リスク評価10物質)	
対象	納入禁止時期
・全て (意図的添加)	2022年2月28日から

【資料3:適用除外項目】

平河ヒューテックグループが使用している適用除外を示す。なお、適用日および満了日はともに法令上の日付であるが、適用日は最新の適用除外の適用日であり、満了日は、複数のカテゴリで異なる満了日が規定されている場合、それらのうち最短の満了日を示す。各カテゴリの満了日については、備考欄および表の下の注釈を参照のこと。EU Directive $2011/65/EU(EU\ RoHS)$ の適用除外満了日は、欧州委員会が公表した2021年1月27日現在のEU RoHS Annex IIIおよびIVの情報に基づく。

NT.			J 011	り情報に基つく。 ロンタタ	注	注	/±± ±z
No.	法規制名	表示記号		用途名	法令上の	法令上の	備考
				Toward and the second	適用日	満了日	
1	EU RoHS	6 (a)	Pb	機械加工のために合金成分として鋼材中及び亜鉛 めっき鋼板中に含まれる0.35重量%までの鉛	2019-07-01	未定	1)
2	EU RoHS	6 (a) – I	Pb	機械加工用の鋼材に合金成分として含まれる0.35 重量%までの鉛、ホットディップ溶融亜鉛めっき鋼中に0.2重量%まで含まれる鉛	2019-07-01	未定	2)
3	EU RoHS	6 (b)	Pb	合金成分としてアルミニウムに含まれる0.4重量% までの鉛	2019-07-01	未定	1)
4	EU RoHS	6 (b) - I	Pb	鉛含有アルミニウムスクラップのリサイクルに由来するアルミニウムに合金元素として含まれる0.4重量%までの鉛	2019-07-01	未定	2)
5	EU RoHS	6 (b) – II	Pb	機械加工用途のアルミニウムに合金元素として含まれる0.4重量%までの鉛	2019-07-01	未定	2)
6	EU RoHS	6(c)	Pb	鉛含有量が4重量%以下の銅合金	2019-07-01	未定	3)
7	EU RoHS	7 (a)	Pb	高融点ハンダに含まれる鉛(すなわち鉛含有率が 85重量%以上の鉛ベースの合金)	2019-07-01	未定	3)
8	EU RoHS	7(c)-I	Pb	コンデンサ内の誘電体セラミック以外のガラス中またはセラミック中に鉛を含む電気電子部品(例: 圧電素子)、もしくはガラスまたはセラミックを 母材とする化合物中に鉛を含む電気電子部品	2019-07-01	未定	3)
9	EU RoHS	7(c)-II	Pb	定格電圧が交流125Vまたは直流250Vまたはそれ 以上のコンデンサ内の誘電体セラミック中の鉛	2020-03-01	未定	3)
10	EU RoHS	13(a)	Pb	光学用途に用いられる白色ガラス中の鉛	2018-07-06	未定	3)

【資料3:適用除外項目】

平河ヒューテックグループが使用している適用除外を示す。なお、適用日および満了日はともに法令上の日付であるが、適用日は最新の適用除外の適用日であり、満了日は、複数のカテゴリで異なる満了日が規定されている場合、それらのうち最短の満了日を示す。各カテゴリの満了日については、備考欄および表の下の注釈を参照のこと。EU Directive 2011/65/EU(EU RoHS)の適用除外満了日は、欧州委員会が公表した2021年1月27日現在のEU RoHS Annex ⅢおよびⅣの情報に基づく。

			7 O.IA	の情報に基つく。	1	r	
No.	法規制名	表示記号		用途名	法令上の 適用日	法令上の 満了日	備考
11	EU RoHS	13 (b)	Cd、 Pb	フィルターガラスおよび反射率標準用ガラス中の カドミウムおよび鉛	2018-07-06	未定	1)
12	EU RoHS	13 (b) - I	Pb	カテゴリ1-7および10のイオン着色光学フィ ガラス類中の鉛	2018-07-06	未定	4)
13	EU RoHS	13 (b) - II	Cd	カテゴリ1-7および10のストライキング光学ルターフィルターガラス類中のカドミウム(EU RoHS附属書の表示記号39に該当する用途は除く)	2018-07-06	未定	4)
14	EU RoHS	15 (a)	Pb	下記基準の少なくとも一つが当てはまる場合の集積回路フリップチップパッケージ内の半導体ダイとキャリア間における確実な電気接続に必要なはんだに含まれる鉛・90mm半導体テクノロジーノード以上の大きさ・いかなる半導体テクノロジーノードにおいても単一ダイサイズが300mm ² 以上・300mm ² 以上のダイ、または300mm ² 以上のシリコンのインターポーザーを有するスタック型ダイパッケージ	2020-03-01	未定	2)
15	EU RoHS	34	Pb	サーメット(陶性合金)を主構成要素とするトリマー電位差計構成部品中の鉛	2019-07-01	未定	3)

- 1) カテゴリ8,9および11について未定
- 2) カテゴリ1-7、10および11について未定
- 3) 全てのカテゴリについて未定
- 4) カテゴリ1-7および10について未定

制 定 2002年05月29日

改 訂 2003年02月12日 Ver. 2-0

- ①表-1のカドミウム及びカドミウム化合物脚注にカドミウム及び鉛の許容濃度を追加。
- ②表-1塩素化パラフィン類に脚注を追加
- ③表-2を削除、以降の表の番号を繰り上げ
- ④表-2に4-アミノアゾベンゼンを追加
- ⑤表-4「削減物質についての主な用途と全廃目標期限」の内容の変更
- ⑥鉛及び包装材料に含まれる4重金属の分析方法と、許容濃度を追加
- ⑦「環境関連物質(Cd)含有率測定結果表」に/Pbを追加した
- 2003年09月17日 Ver. 2-1
- ①全廃目標期限を当社製品の出荷時期に変更し、外部露出部分のプラスチックの鉛全廃時期を2004年2月末とした。又、鉛とPVCは条件として、「法律遵守の範囲内で、得意先要求のあるものはこの限りでない」ことを追加した。
- 改 訂 2004年09月01日 Ver. 2-2

全面見直し

- ①禁止物質及び期限付き禁止物質の見直し
- ②製品への含有及び生産工程で使用されている調査対象物質と調査方法
- ③製品に含まれる物質に関する保証書
- ④蛍光X線分析装置による測定管理について追加
- 改 訂 2005年09月01日 Ver. 2-3

一部見直し

- ①不純物に対しての期限及び許容値と用途及び対象を追記
- ②測定における前処理及び測定方法の追記
- ③管理方法の変更(全社から品環室へ)
- 改 訂 2006年03月01日 Ver. 2-4
 - ①タイトルの変更
 - 2007年03月06日 Ver. 2-4
 - ①「化学物質管理規程」の「附則」とする
- 改 訂 2008年04月24日 Ver. 3.0
 - ①環境管理物質等の全面見直し
- 改 訂 2009年06月01日 Ver. 4.0
 - ① 2 🖫 : 「1. 目的」

平河ヒューテック株式会社から、当該基準書は海外事業所にも適用されることから、一行目の「・・・は、平河ヒューテック株式会社・・・」という表現から「・・・平河ヒューテックグループ・・・」という表現に変更

②2 💝: 「3. 管理基準の範囲」

「調達品の環境負荷物質調査」へ「JAMP」を追記

- ③25: 「5. 調達品における環境負荷物質調査と範囲」
 - ・「(1)プラスチック等の成型用樹脂、及び銅線等の金属類」を追加挿入
 - ・「(10)電池」を追加挿入
- ④3分:「表8.1 環境管理物質名一覧」に塩化コバルトを追加
- ⑤4 学及び6 学:「測定基準」
 - ・「1.前処理(1)に (例えば IEC 62321:2008)」を追記
 - ・「2.測定法(3)に ;例えば IEC 62321:2008」を追記
- ⑥6分:「水銀及び水銀化合物」

表記を見直し、適用除外項目以外の全ての用途が禁止物質であることを明確にした。

「適用除外:小型・・・に (液晶バックライト用等)」を追記

(7)12 : 「パーフルオロオクタンスルホン酸(塩を含む)(PFOS)」

「管理物質:禁止物質、適用除外項目以外の全ての用途 2010年4月1から」を追記

- ⑧12分:「塩化コバルト」を追記
- ⑨15分:【資料:物質と各国・地域の主な法規制例】を追加挿入

- 改 訂 2010年 1月 5日 Ver. 5.0
 - ①3分:「表8.1環境管理物質名一覧」にフマル酸ジメチル追加
 - ②12 🚰: No. 23: フマル酸ジメチルの物質追加
- 改 訂 2010年 5月 14日 Ver. 6.0
 - ①下記物質を新規物質として追加した
 - *ジブチルスズ化合物
 - ・3 学: 「表8. 1 環境管理物質名一覧 (1/2)」に登録
 - ・8 % にNo. 12として登録
 - ・16~の12に登録
 - *ジオクチルスズ化合物
 - ・3 🖆 : 「表8. 1環境管理物質名一覧 (1/2)」に登録
 - ・8 ターにNo.13として登録
 - ・16~の13に登録
 - - *3分:「表8.1環境管理物質名一覧 (1/2)」の名称変更
 - *8分: No.11の名称を変更し、「金属スズ,スズ合金,スズメッキ,スズの無機化合物は該当しません」 を追記
 - *16~の11の名称変更
 - ③下記を「適用除外」から「削減物質」に変更
 - *5分:カドミウムの光学ガラス
 - *6分:鉛の適用除外項目に記載されている以外の用途に使用されるガラス
 - *6分: 鉛のマイクロプロセッサの端子とパッケージの接合に使用されるはんだで、2種類を超える元素からなり、鉛の含有率が80wt%を超え、85wt%未満のもの
 - *6 ダ:鉛の125V AC あるいは250V DC より低い定格電圧のコンデンサの誘電体セラミック
 - *7 デ: 水銀の冷陰極管 (CCFL) 及び外部電極蛍光管 (EEFL) : 長さが500mm以下のもの: 一本当たりの 含有量が3.5mg以上、5mg未満のもの
 - ④6分: 鉛の適用除外に、EU指令 69/493/EEC 付属書I (カテューリー1、2、3及び4) で定義されるクリスタルガラスを追加
 - ⑤ 7 🖫: 水銀の「適用除外」の内容を変更
 - ⑥10分:特定アゾ化合物に、「REACH規則(EC) No1907/2006・付属書XVIIで引用される試験方法に基づいて分解し、表8.2bのアミンが発生するアゾ化合物と表8.2bのアミン|を変更追記
 - ⑦11分: ポリ塩化ビニル (PVC) の管理物質としていた「車載機器取付け用吸着盤」を禁止物質とした
 - ⑧12分:酸化ベリリウムの管理物質「特殊用途で代替がないもの」を廃止して、「全ての用途」を禁止物質とした
 - ⑨13分:パーフルオロオクタンスルホン酸の「管理物質」を削除し、「禁止物質」の内容を「適用除外を除く」に変更し、下記の用途を適用除外項目とした
 - ・業務用写真フィルム
 - ・半導体用レジスト
 - ⑩16分:【資料:物質と各国・地域の法規制例】の一覧を見直した
 - ⑪改訂履歴の変更内容に番号を付けた
- 改 訂 2011年5月11日 Ver.7.0
 - ①SS-00259改訂に伴い
 - *3 デ「表8.1 環境管理物質名一覧」から19 デ「資料:物質と各国・地域の主な法令規制」まで見直した。 ②得意先要求事項により見直し追加
 - *リン酸トリス(2,3-ジブロモプロピル)(TRIS)
 - ・3~の「表8.1環境管理物質名一覧 (1/2)」に登録
 - 9分のNo.9に登録
 - *トリ(1-アジリジニル)ホスフィンオキシド(TEPA)
 - ・4~の「表8.1環境管理物質名一覧 (2/2)」に登録
 - ・15~のNo.33に登録
 - *ビスフェノールA
 - ・45-の「表8.1環境管理物質名一覧 (2/2)」に登録
 - ・15デのNo.34に登録
 - *SF6
 - ・14分の「表8.2 cオゾン層破壊物質詳細リスト」に登録

改 訂 2011年8月19日 Ver.7.1

①SS-00259 (第10版) 記載の補足・修正により、No. 16: ジブチルスズ (DBT) 化合物の一覧表の変更

*10分: No. 16: 「対象」の「プラスチックへの添加剤等全ての用途」については、2011年7月1日を以て 「削減物質」から「禁止物質」に変更

*10分: No. 16: 「禁止物質: 基準/閾値レベル」の「材料中のスズ元素に対し1000ppm(0. 1wt%)を超える含有」を「材料に対し1000ppm(0. 1wt%)を超えるスズ元素の含有(材料に対しスズ換算で1000ppmを超える含有)」に変更

*10分: No. 16: 「削減物質:対象」の「一液型及び二液型室温硬化型(RTV-1及びRTV-2)シーラント」を 液型温硬化型(RTV-1)シーラント、及び二液型室温硬化型(RTV-2)シーラント」 に変更

*10分: No. 16: 「削減物質:対象」の「一液型及び二液型室温硬化型(RTV-1及びRTV-2)接着剤」を「一液型室温硬化型接着剤、及び二液型室温硬化型接着剤」に変更

*10分: No. 16: 「削減物質:対象」の「軟質PVCそれ自体が、もしくは、硬質PVCと同時押出成形された軟質PVC異型材への添加剤」を「軟質PVC異型材 (profile) への添加剤、及び硬質PVCと同時押出成形された軟質PVC異型材 (profile) への添加剤」に変更

*10分: No. 16: 「削減物質:基準/閾値レベル」の「材料中のスズ元素に対し1000ppm(0. 1wt%)を超える含有」を「材料に対し1000ppm(0. 1wt%)を超えるスズ元素の含有(材料に対しスズ換算で1000ppm」に変更

改 訂 2012年5月28日 Ver.8.0

①SS-00259(第11版)改訂に伴う見直し

*3 ター: 「表8.1 環境管理物質名一覧」をSS-00259に準拠させた。

フタル酸化合物に炭素数7を主成分とする炭素数6~8の分岐アルキルを有するフタル酸アルキル 炭素数7~11の分岐および直鎖アルキルを有するフタル酸アルキル

フタル酸ビス(2-メトキシエチル)を追加

また、4-(1,1,3,3テトラメチルブチル)フェノール、ビス(2-メトキシエチル)エーテル、N,N-ジメチルアセトアミド(DMAC)追加

*6 ター: No. 2 物質名:鉛及び鉛化合物 「削減物質」を削除。

「適用除外」・EU指令69/493/EEC附属書 I (禁止物質、削減物質、管理物質及び適合除外)で定義されるクリスタルガラスの文を削除

(注) 異方性導電膜(ACF)及び異方性ペースト(ACP)にはんだを使用する場合、その導電物質に「基準/閾値レベル」に示した濃度以下のはんだを使用することの文を削除。

*7分: No.3 物質名:水銀及び水銀化合物 「禁止物質」対象 冷陰極管(CCFL)及び外部電極光管(EEEL): 長さ500mm以下のものを削除。

*9 ダ: No. 10 物質名:その他の有機塩素系化合物

「管理物質」を積層プリント配線板等に用いられる難燃剤用途と上記以外のプラスチック部品の 難燃剤・可塑剤に分けた。

No14 物質名:その他の有機臭素系化合物

「管理物質」を積層プリント配線板等に用いられる難燃剤用途と上記以外のプラスチック部品の 難燃剤・可塑剤に分けた。

*10分: No.15 物質名: 三置換有機スズ化合物 {トリブチルスズ(TBT)化合物, トリフェニルスズ(TPT) 化合物を含む} の備考に * 基準/閾値レベルに、「意図的添加」と数値の両方が示されている場合は、何れも満たすこと。を追加

*10分: No. 16 物質名:ジブチルスズ(DBT)化合物 納入禁止時期を即時に変更 No. 17 物質名:ジオクチルスズ(DOT)化合物 削減物質を禁止物質に変更。納入禁止時期を即時に変更

*12分: No. 24 物質名:ベリリウム銅 「基準/閾値レベル」を意図的添加または使用に変更 No. 27 物質名:フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)、フタル酸ジブチル、フタル酸ブチルベンジル、フタル酸ジイソブチル

「管理物質」基準/閾値レベルを部品に対し1000ppm(0.1wt%)を超える含有に変更

No. 28 物質名:炭素数7を主成分とする炭素数6~8の分岐アルキルを有するフタル酸ジアルキル、炭素数7~11の分岐アルキルを有するフタル酸ジアルキル、フタル酸ビス(2-メトキシエチル)を追加

CAS No. に71888-89-6, 68515-42-4, 117-82-8を追加

表8.2b フタル酸エステル (フタレート) の一覧にDIHP, DHNUP, DMEPを追加

No. 32 物質名: ホウ酸、特定ホウ酸ナトリウム 基準/閾値レベルに部品に対し1000ppm(0.1wt%)を超える含有を追加

*15ء : No. 35 物質名: 4-(1, 1, 3, 3テトラメチルブチル) フェノールを追加

No. 36 物質名: ビス (2-メトキシエチル) エーテルを追加

No. 37 物質名: N, N-ジメチルアセトアミド(DMAC)を追加

- 改 訂 2013年6月24日 Ver.9.0
 - ①SS-00259(第12版)改訂に伴う見直し
 - *3 デ「表8.1 環境管理物質名一覧」から19 デ「資料:物質と各国・地域の主な法令規制」まで見直した。 ②得意先要求事項により見直し追加
 - *フタル酸ジイソペンチル,分岐及び直鎖のフタル酸ジペンチル,フタル酸-n-ペンチル-イソペンチル
 - ・4~の「表8.1環境管理物質名一覧 (2/2)」に登録
 - ・11^分のNo. 28に登録
 - *エチレングリコールジメチルエーテル(EGDME)
 - ・4 学の「表8. 1環境管理物質名一覧 (2/2)」に登録
 - ・15♀のNo.38に登録

*過塩素酸塩

- ・4 🖆の「表8. 1 環境管理物質名一覧 (2/2)」に登録
- ・15~のNo.39に登録
- *ヘキサクロロベンゼン
 - ・4~の「表8.1環境管理物質名一覧 (2/2)」に登録
 - ・15〜のNo.40に登録
- 改 訂 2014年6月4日 Ver10.0
 - ①SS-00259(第13版)改訂に伴う見直し
 - *3 デ「表8.1 環境管理物質名一覧」から20デ「資料:物質と各国・地域の主な法令規制」まで見直した。 ②得意先要求事項により見直し追加
 - *リン酸トリス(1-メチル-2-クロロエチル)(TCPP)、リン酸トリス(1,3-ジクロロ-2-プロピル)(TDCPP)
 - ・350 「表8.1環境管理物質名一覧 (1/2)」に登録
 - ・8~のNo.13に登録
 - *六フッ化硫黄 (SF6)
 - ・300 「表8.1環境管理物質名一覧 (1/2)」に登録
 - ・9 ₪ のNo. 17に登録
 - *パーフルオロオクタン酸(PSOA)、その塩及びそのエステル
 - ・350 「表8.1環境管理物質名一覧 (1/2)」に登録
 - ・10〜のNo.20に登録
 - *フタル酸ジペンチル
 - ・4~の「表8.1環境管理物質名一覧 (2/2)」に登録
 - ・13~のNo. 29に登録
 - *多環芳香族炭化水素 (PAH)
 - ・4 🖆の「表8. 1 環境管理物質名一覧 (2/2)」に登録
 - ・15~のNo.35に登録
 - *リン酸トリキシリル (TXP)
 - ・4~の「表8.1環境管理物質名一覧 (2/2)」に登録
 - ・16~のNo.41に登録
- 改 訂 2015年7月27日 Ver11.0
 - ①SS-00259(第14版)改訂に伴う見直し
 - *2分「目的」から20分「資料:物質と各国・地域の主な法令規制」まで見直した。
 - *3 🚰 「用語の定義」に(4)(5)項を追加
 - ②得意先要求事項により見直し追加
 - *ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)
 - ・4~の「表8.1環境管理物質名一覧 (2/2)」に登録
 - ・10~のNo.19に登録
 - *10-エチル-4, 4-ジオクチル-7-オキソ-8-オキサ-3, 5-ジチア-4-スタンナテトラデカン酸2-エチルヘキシル (DOTE)
 - ・4~の「表8.1環境管理物質名一覧 (2/2)」に登録
 - ・11デのNo.25に登録
 - *10-エチル-4, 4-ジオクチル-7-オキソ-8-オキサ-3, 5-ジチア-4-スタンナテトラデカン酸2-エチルヘキシルと10-エチル-4-[[2-[(2-(エチルヘキシル)オキシ)]-2-オキソエチル]チオ]-4-オクチル-7-オキソ-8-オキサ-3, 5-ジチア-4-スタンナテトラデカン酸2-エチルヘキシルを構成要素とする物質(DOTEとMOTEを構成要素とする物質)
 - ・4~の「表8.1環境管理物質名一覧 (2/2)」に登録
 - ・11~のNo.26に登録

- *N-フェニルベンゼンアミンとスチレン及び2,4,4-トリメチルペンテンの反応生成物(BNST)
 - ・4~の「表8.1環境管理物質名一覧 (2/2)」に登録
 - ・15デのNo.36に登録
- *2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール(UV-320)
 - ・4~の「表8.1環境管理物質名一覧 (2/2)」に登録
 - ・15~のNo.37に登録
- *2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール(UV-328)
 - ・4 年の「表8. 1環境管理物質名一覧 (2/2)」に登録
 - ・15~のNo.38に登録
- 改 訂 2017年5月30日 Ver12.0
 - ①SS-00259(第15版)改訂に伴う見直し
 - ②表8.1 環境管理物質名一覧の物質名の表記見直し
 - *3分「環境管理物質」から20分「資料:物質と各国・地域の主な法令規制」まで見直した。
 - ③以下の管理物質は、EU REACH規則の認可候補物質 (SVHC) に該当する物質であるため管理表から削除し、新たにEU REACH規則の認可候補物質の管理項目における対象リストにまとめた。

今回の改訂では、SVHC第16次までの候補物質を収載した。

- *No38 2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール(UV-328)
- *No41 ホウ酸, 特定ホウ酸ナトリウム
- *No42 4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル) フェノール
- *No43 ビス (2-メトキシエチル) エーテル
- *No44 N, N-ジメチルアセトアミド(DMAC)
- *No45 エチレングリコールジメチルエーテル(EGDME)
- *No46 リン酸トリキシリル (TXP)
- *No49 ビスフェノールA
- ④得意先要求事項により見直し追加

*赤リン

- ・450 「表8.1環境管理物質名一覧 (2/2)」に登録
- ・15~のNo.42に登録
- *EU REACH規則の認可候補物質(SVHC)
 - ・4~の「表8.1環境管理物質名一覧 (2/2)」に登録
 - ・15~のNo. 43に登録
- 改 訂 2018年7月5日 Ver13.0
 - ①SS-00259(第16版)改訂に伴う見直し
 - ②25- 3. (3)「…旧JGPSSI並びに…」を削除。
 - ③2分 7.(1)() 内の文言を削除。
 - ④3分 7.に(5)均質材料、(6)材料、(7)部品、(8)成形品(アーティクル)、(9)製品の項目を追加。
 - ⑤3~ 7. (8)素材を削除。
 - ⑥表8.1 環境管理物質名一覧の物質名の表記見直し
 - *45 「環境管理物質」から205 「資料:物質と各国・地域の主な法令規制」まで見直した。
 - *9分 管理物質No. 18とNo. 19をNo. 18に統合。
 - 対象物質を「モントリオール議定書 附属書A、B、C、Eの対象物質」と変更した。また対象物質の参考リンクを追加した。
 - ⑦以下の管理物質は、EU REACH規則の認可候補物質 (SVHC) に該当する物質であるため管理表から削除し、 EU REACH規則の認可候補物質の管理項目における対象リストにまとめた。
 - 今回の改訂では、SVHC第18次までの候補物質を収載した。(181物質)

改訂履歴

- 改 訂 2019年6月21日 Ver14.0
 - ①SS-00259(第17版)改訂に伴う見直し
 - ②表8.1 環境管理物質名一覧の物質名の表記見直し
 - *4分「環境管理物質」から20分「資料:物質と各国・地域の主な法令規制」まで見直した。
 - ③得意先要求事項により見直し追加
 - *ペルフルオロオクタン酸 (PFOA) とその塩及び関連物質
 - ・4~の「表8.1環境管理物質名一覧 (2/2)」に登録
 - ・10~のNo. 20-1に登録

改訂履歷

改 訂 2019年6月21日 Ver14.0

- *ニッケル及びニッケル化合物
 - 4 かの「表8.1環境管理物質名一覧 (2/2)」に登録
 - ・105 のNo. 28に登録
- *放射性物質
 - ・4 🖆の「表8. 1 環境管理物質名一覧 (2/2)」に登録
 - ・145 のNo. 43に登録
- ④表8.2e EU REACH規則 認可対象候補物質 (SVHC) の見直し

今回の改訂では、SVHC第20次までの候補物質を収載した。(197物質)

*20分 管理物質No. 182~No. 197を追加。

⑤物質毎の納入禁止時期を変更履歴リストとしてまとめた。 *24ダから27ダまで、「資料2 物質毎の納入禁止時期の変更履歴」を登録。

改 訂 2020年7月3日 Ver15.0

- ①SS-00259(第18版)改訂に伴う見直し
- ②表8.1 環境管理物質名一覧の物質名の表記見直し

*4分「環境管理物質」から20分「資料:物質と各国・地域の主な法令規制」まで見直した。

- ③得意先要求事項により見直し
 - *パーフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩及び関連物質
 - ・4 ターの「表8. 1 環境管理物質名一覧 (2/2) | に登録
 - ・10^分のNo. 20に登録
 - *4.4'-イソプロピリデンジフェノール (ビスフェノールA)
 - ・4~の「表8.1環境管理物質名一覧 (2/2)」に登録
 - ・14~のNo.45に登録
- ④表8.2e EU REACH規則 認可対象候補物質 (SVHC) の見直し 今回の改訂では、SVHC第22次までの候補物質を収載した。 (205物質)
 - *19~ 管理物質No. 198~No. 205を追加。
- ⑤物質毎の納入禁止時期の変更履歴リストの見直し。 *25~から27~まで、「資料2 物質毎の納入禁止時期の変更履歴」の追記。

改 訂 2022年2月28日 Ver16.0

- ①SS-00259(第19版)改訂に伴う見直し
- ②表8.1 環境管理物質名一覧の物質名の表記見直し

*45-「環境管理物質」から235-「資料:物質と各国・地域の主な法令規制」まで見直した。

- ③得意先要求事項により見直し
 - *ペルフルオロオクタン酸 (PFOA) とその塩及び関連物質
 - ・4 🚰 管理物質No. 21とNo. 21-1をNo. 21-1に統合して管理番号をNo. 21に変更。
 - *ハロゲン系難燃剤
 - ・4~の「表8.1環境管理物質名一覧 (2/2)」に登録
 - ・14~のNo.46に登録
 - *長鎖(C9-C20)ペルフルオロカルボン酸(PFCAs)とその塩及び関連物質
 - ・4~の「表8.1環境管理物質名一覧 (2/2)」に登録
 - ・14~のNo.47に登録
 - *ペルフルオロヘキサン酸(PFHxA)とその塩及び関連物質
 - ・4~の「表8.1環境管理物質名一覧 (2/2)」に登録
 - ・14~のNo.48に登録
 - *デカブロモジフェニルエタン(DBDPE)
 - ・4 🖆の「表8.1 環境管理物質名一覧 (2/2) | に登録
 - ・14~のNo. 49に登録
 - *1, 6, 7, 8, 9, 14, 15, 16, 17, 17, 18, 18-ドデカクロロペンタシクロ

[12.2.1.16, 9.02, 13.05, 10]オクタデカ-7, 15-ジエン("デクロランプラス" ™)

- 4 🚰の「表 8 . 1 環境管理物質名一覧 (2/2)」に登録
- ・14^分のNo. 50に登録
- *TSCA 優先評価物質(PBT物質、初期リスク評価10物質)
 - ・4~の「表8.1環境管理物質名一覧 (2/2)」に登録
 - ・14~のNo.51に登録

- 改 訂 2022年2月28日 Ver16.0
 - ④表8.2f EU REACH規則 認可対象候補物質 (SVHC) の見直し 今回の改訂では、SVHC第25次までの候補物質を収載した。 (219物質) *20分 管理物質No.206からNo.219を追加。
 - ⑤物質毎の納入禁止時期の変更履歴リストの見直し。
 - *26~から30~まで、【資料2 物質毎の納入禁止時期の変更履歴】の追記。
 - ⑥RoHS適用除外項目リストとしてまとめた。*31ごから32ごまで、【資料3 適用除外項目】を登録。
- 改 訂 2023年6月28日 Ver17.0
 - ①SS-00259(第21版)改訂に伴う見直し ※第20版での見直しはなし。
 - ②表8.1 環境管理物質名一覧の物質名の表記見直し
 - *3掌「環境管理物質」から26掌「資料:物質と各国・地域の主な法令規制」までの見直し。
 - ③得意先要求事項により見直し
 - *45-: No. 19 ペルフルオロオクタンスルホン酸およびその誘導体(PFOS)
 - 「ペルフルオロオクタンスルホン酸塩(PFOS)」の名称を 「ペルフルオロオクタンスルホン酸およびその誘導体(PFOS)」に変更。
 - *4分: No. 37 2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ペンチルフェノール(UV-328)
 - ・4~の「表8.1環境管理物質名一覧 (2/2)」に登録
 - ・12~のNo.37に追加登録
 - *4分: No. 47 物質名:長鎖(C9-C21)ペルフルオロカルボン酸(PFCAs)とその塩及び関連物質
 - ・「長鎖(C9-C20)ペルフルオロカルボン酸(PFCAs)とその塩及び関連物質」の名称を「長鎖(C9-C21)ペルフルオロカルボン酸(PFCAs)とその塩及び関連物質」に変更。
 - ・13%: 管理レベルを「管理物質」から「禁止物質」に変更。
 - ・13分: 基準/閾値レベルを「意図的添加」から「意図的添加または均質材料に対し 25ppb (その塩を含むPFCAsとして)」に変更。
 - ・13学: 基準/閾値レベルに「均質材料に対し260ppb (PFCAs関連物質)」を追加。
 - *45-: No. 52 ペル/ポリフルオロアルキル物質 (PFAS)
 - ・4~の「表8.1環境管理物質名一覧 (2/2)」に登録
 - ・14~のNo. 52に追加登録
 - *6ダ: No. 6 物質名:ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)
 - ・対象に「RoHS Derective 2011/65/EUの対象を除く全て」を追加して、 基準/閾値レベルに「意図的添加、均質材料に対し500ppm(0.05wt%)の含有」を追加。
 - *7ダ: No. 9 物質名:ポリ塩化ビフェニル類(PCB類)及び特定代替品
 - ・基準/閾値レベルを「意図的添加」から「意図的添加または均質材料に対し 0.00005wt%(0.5ppm)」に変更。
 - *8分: No. 15 物質名:ポリ塩化ビニル(PVC)及びPVC混合物
 - 「参考」のリンク先を削除。
 - *8分: No. 18 物質名: オゾン層破壊物質(ODS)
 - ・「参考」のリンク先「http://ozone.unep.org/en/handbook-montreal-protocol-substances-deplete-ozone-layer/5」を「https://ozone.unep.org/resources」に変更。
 - *85°: No. 19 物質名:ペルフルオロオクタンスルホン酸およびその誘導体(PFOS)
 - 「ペルフルオロオクタンスルホン酸塩(PFOS)」の名称を 「ペルフルオロオクタンスルホン酸およびその誘導体(PFOS)」に変更。
 - ・基準/閾値レベルを「意図的添加」から「意図的添加または均質材料に対し 1ppm(0.0001wt%)の含有(PFOS及びその誘導体の合計として)」に変更。
 - *95-: No. 20 物質名:パーフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩及び関連物質
 - ・基準/閾値レベルを「意図的添加」から「意図的添加または均質材料に対し 25ppb (その塩を含むPFHxSとして)」に変更。
 - ・基準/閾値レベルに「均質材料に対し1000ppb (PFHxS関連物質)」を追加。
 - *9分: No. 21 物質名:ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及び関連物質
 - 構造の説明文を省略。
 - *10ター: No. 32 物質名: フタル酸ジ-n-ヘキシル
 - ・基準/閾値レベルに「意図的添加」を追加。
 - *11分: No. 34 物質名: 一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料
 - ・表8.2d 芳香族アミンの対象物質を2物質「CASNo.95-68-1:2,4-キシリジン」と「CASNo.87-62-7:2,6-キシリジン」追加。

- 改 訂 2023年6月28日 Ver17.0
 - *12分: No. 35 物質名: ホルムアルデヒド
 - ・対象物質にCASNo. 「50-00-0」を追加。
 - *13分: No. 42 物質名: ヘキサクロロベンゼン
 - ・基準/閾値レベルを「意図的添加」から「意図的添加または均質材料に対し 10ppm(0.001wt%)の含有」に変更。
 - *13分: No. 50 物質名: 1, 6, 7, 8, 9, 14, 15, 16, 17, 17, 18, 18-ドデカクロロペンタシクロ [12, 2, 1, 16, 9, 02, 13, 05, 10]オクタデカ-7, 15-ジエン("デクロランプラス"TM)
 - ・管理レベルを「管理物質」から「禁止物質」に変更。
 - ④表8.2f EU REACH規則 認可対象候補物質(SVHC)の見直し
 - 今回の改訂では、SVHC第28次までの候補物質を収載した。(233物質)
 - *20学 管理物質No. 220からNo. 233を追加。
 - ⑤物質毎の納入禁止時期の変更履歴リストの見直し。 *27ゔから31ゔまで、「資料2 物質毎の納入禁止時期の変更履歴」の見直し。
- 改 訂 2024年7月28日 Ver18.0
 - ①SS-00259(第22版)改訂に伴う見直し
 - ②表8.1 環境管理物質名一覧の物質名の表記見直し
 - *3掌「環境管理物質」から26掌「資料:物質と各国・地域の主な法令規制」までの見直し。
 - ③得意先要求事項により見直し
 - *4ダ: No. 19 物質名:パーフルオロオクタンスルホン酸及びその関連物質(PFOS)
 - 「ペルフルオロオクタンスルホン酸およびその誘導体(PFOS)」の名称を 「パーフルオロオクタンスルホン酸及びその関連物質(PFOS)」に変更。
 - *8分:禁止物質の対象を「全て」に変更。
 - *45-: No. 47 物質名:ペルフルオロカルボン酸(PFCAs)とその塩及び関連物質
 - ・「長鎖(C9-C21)ペルフルオロカルボン酸(PFCAs)とその塩及び関連物質」の名称を「ペルフルオロカルボン酸(PFCAs)とその塩及び関連物質」に変更。
 - ・13分: 対象に「炭素数C9~C21、炭素数C9~C14を対象」を追加。
 - *45-: No. 53 物質名:鉱物油芳香族炭化水素(MOAH)、鉱物油飽和炭化水素(MOSH)
 - ・4~の「表8.1環境管理物質名一覧 (2/2)」に登録。
 - ・14~のNo.53に追加登録。
 - *4⁵: No. 54 物質名:ペンタクロロフェノール(PCP)とその塩及びエステル類
 - 4分の「表8.1環境管理物質名一覧 (2/2)」に登録。
 - ・14~のNo.54に追加登録。
 - *45-: No. 55 物質名: フタル酸ジイソオクチル(DIOP)
 - ・4~の「表8.1環境管理物質名一覧 (2/2)」に登録。
 - ・14~のNo.55に追加登録。
 - *7分: No. 7 物質名: ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD)及び全ての主要ジアステレオ異性体
 - ・基準/閾値レベルを「均質材料に対し100ppm(0.01wt%)の含有」から「均質材料に対し75ppm (0.0075wt%)の含有」に変更。
 - *8分: No. 15 物質名:ポリ塩化ビニル(PVC)及びPVC混合物
 - ・禁止物質から「熱収縮チューブ(但し、電池用は除く)」を削除。
 - *10分: No. 28 物質名:三酸化二ヒ素、五酸化二ヒ素
 - ・禁止物質から「「消泡剤、清澄剤の用途」を削除。
 - *10分: No. 30 物質名: フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP),
 - フタル酸ジブチル(DOP), フタル酸ブチルベンジル(BBP), フタル酸ジイソブチル(DIBP)
 - ・「表8.2c-1 フタル酸エステル(フタレート)の一覧(1)」は削除。
 - *14分: No. 48 物質名:ペルフルオロヘキサン酸(PFHxA)とその塩及び関連物質
 - ・禁止物質に「繊維、皮革、毛皮製品」を追加。
 - ・基準/閾値レベルに「意図的添加、均質材料に対し25ppbの含有(PFHxAとその塩の合計として)」「均質材料に対し1ppmの含有(PFHxA関連物質又はそれら組合せの合計として」 を追加
 - *14分: No. 50 物質名: 1, 6, 7, 8, 9, 14, 15, 16, 17, 17, 18, 18-ドデカクロロペンタシクロ [12. 2. 1. 16, 9. 02, 13. 05, 10]オクタデカ-7, 15-ジエン("デクロランプラス"TM)
 - ・基準/閾値レベルに「均質材料に対し1ppmの含有」を追加。

44/44

改訂履歴

改 訂 2024年7月28日 Ver18.0

- ④表8.2f EU REACH規則 認可対象候補物質 (SVHC) の見直し 今回の改訂では、SVHC第30次までの候補物質を収載した。(240物質) *20分 管理物質No.234からNo.240を追加。
- ⑤物質と各国・地域の主な法規制例の見直し *23ジから26ジまで、「資料1:物質と各国・地域の主な法規制例」の見直し。
- ⑥物質毎の納入禁止時期の変更履歴リストの見直し。 *27分から33分まで、「資料2 物質毎の納入禁止時期の変更履歴」の見直し。
- ⑦RoHS適用除外項目リストの見直し。

*33ダから34ダのRoHS適用除外項目「8(b)」「8(b)-I」「13(b)-Ⅲ」「15」を削除。